現下の厳 L 1 経 済状況及び雇 用情勢に対応して税制  $\mathcal{O}$ 整備 を図るため 0) 地方税法等の 部を改正する

法 律

地方税法の一 部改正)

第二十二条中

調

査

の下に

\_

(不服申立てに係る事

件の審理

0)

ため

0

調査及び

地方税の犯則事件

0

調

条 地方税法 (昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第

査を含む。) 若しくは 租 税条約 等の 実施 に伴う所得税法、 法 人税 法 及び 地 方 税法  $\mathcal{O}$ 特例 等に 関 する法 律

昭 和 匹 十 匹 年 法 律 第 四 十六号) 0) 規定に対 <u>.</u> 基 づ ۲, て行う 情報  $\mathcal{O}$ 提 供  $\mathcal{O}$ た め  $\mathcal{O}$ 調 査 に 関 す Ź 事 務 又 は 地 方税  $\mathcal{O}$ 

徴 収 を加え、 「その」を「これらの」に、 「三十万円」 を 「百万円」 に 改 80 る。

第二十三条第一項第四号中 「第四十二条の四」の下に  $\overline{\ }$ 第四十二条の十一 (同条第一 項、 第六項及び

第七項を除く。 を加え、 **つ** 規定の」 を 「及び第四十二条の十二の規定の」 に改め、 同項第四 号 の 三

中 「 (租 税特 別措置法第六十八条の 九 の 下 に 「及び第六十八条の 十五 を加え、 「 及 び 租 税 特 莂 措 置 法

第六十八条  $\mathcal{O}$ 九 を 並 び に 租 税 特 别 措 置 法 第六十八 条の 九、 第六十八条 0 十五 及 び第六十八 条  $\mathcal{O}$ 十 五. 0

に改 め、 同 [項第四] 号の 四中 「第六十八条の十第五 項」 の 下 に 第六十八条の十 の二第五項」 を加 え

同 頂第八号中 「第六条の三第一項」 を「第六条 の四第 項 に改める。

第二十 兀 条の二第一 項 中 「第五十三条第十九項」 の 下 に 第五十三条の三」 を加える。

第二十七条第一項中「二十万円」を「五十万円」に改め、 同条第二項中「同じ。)を含む。 第五十条第

五. 項、 第六十九条第四項、 第七十条第二項、第七十一条の十六第三項、 第七十一条の二十第四項、 第七十

条の二十一第二項、 第七十一 条の三十七第三項、 第七十一 条の 四十一第四項、 第七十一 条の 四十二第二

項、 第七十一条の六十 第四 項及び」 を「同じ。 を含む。 第五十条第 五. 項、 第六十九 条第四 項、 第七十

条第二 項、 第七十一条の 十六第三項及び第四 項、 第七 十一条 の二十第四 項、 第七 + 一条の二十一 第二項、

条の六十一第四項並びに」に、「若しくは使用人」を「、 使用人」 に改める。 第七十一

条の三十七第三項及び第四

項、

第七十一条の四十一

第四

項、

第七十一条

 $\mathcal{O}$ 

四十二第二項、

第七十

第三十条第一項中「三万円」を「三十万円」に改め、 同条第二項中 「代表者」 の下に「(人格のない社

寸 等の 管 理人を含む。)」 を加え、 「若しくは使用人」 を  $\overline{\phantom{a}}$ 使用人」 に改める。

第三十一条中「三万円」を「十万円」に改める。

第三十七条の二第一項中「五千円」を「二千円」 に改め、 同項第三号中 「及び租税特別措置法第四十

する特定非営利 条の十八の三」 匹 特定非営利活動促進法第二条第二項に規定する特定非営利活動法人(以下この号及び第三項にお を削 活動に り、 関する寄附金 「含む。)」 (次号に掲げる寄附金を除く。)」を加え、 の 下 に 「並びに租税特別措置法第四十一条の十八の二第二項に規定 同 項に次の一号を加える。 1

7 「特定非営利活動法人」という。)に対する当該特定非営利活動法人の行う同条第一項に規定する

特定: 非営利 活動に係る事業に関連する寄附金のうち、 住民 の福祉の増進に寄与する寄附金として当該

道 府 県の 条例で定め るも  $\mathcal{O}$ ( 特 別 0 利 益 一が当該 納税義務者に及ぶと認められるもの を除く。)

第三十七条の二 第二項中 「五千円」 を「二千円」 に改 め、 同 条に次 の 三 項 を加 える。

3 第 項第四号の規定による道府県の条例の定めは、 当該. 寄附金を受け入れる特定非営利活動法人 以

下この条において 「控除対象特定非営利活動法人」という。)からの申出があつた場合において適切と

認められるときに行うものとし、 当該条例においては、 当該控除対象特定非営利活動法人の名称及び主

たる事務所の所在地を明らかにしなければならない。

4 控 除 対象 特 定非営利 活動法 人は、 総務省令で定めるところにより、 寄附者名簿 (各事業年度に当該法

人が受け 入れた寄附金の支払者ごとに当該支払者の氏名又は名称及びその住所又は事務所の所在地 並 び

保存 なけ れ ばなら な

5 道 府 県知事 は、 第一 項 (同項第四号に掲げる寄附金に係る部分に限る。 )の規定によつて控除すべき

金額 の計算のために必要があると認めるときは、 控除対象特定非営利活動法人に対し、 同号に掲げる寄

附金の受入れに関し報告又は寄附者名簿その他 の資料の提出をさせることができる。

第四十

一条第二

一項中

「第三百二十

-四条、

第三百二十八条の十六第一

項及び第三項

か

5 第

五項

まで」

を

第三百 十七 条の 兀 (第三百十七 条の二 第 項 か こら第五回 項 くまで 0 規定によつて 提出 き申 告 書 に 虚 偽  $\mathcal{O}$ 記

載をして 提出し た者に係る部分に限る。 第三百二十四条、 第三百二十八条の十六第一 項及び 第三項 か

ら第六項まで」 に改める。

第四十五条の二第一項ただし書中「第三十七条の二」を「第三十七条の二第一項 (同項第四号に掲) げる

寄 附金 **租** 税 特 別措置法第六十六条の十一の二第三項に規定する認定特定非営利 活 動法 人に対するも のを

除く。 第五 項 E お 1 て同じ。) に係る部 分を除く。 及び 第二項」 に改 め、 同 条 に · 次  $\mathcal{O}$ 項 を 加 える。

5 第二十四条第一 項第一号の者は、 第三十七条の二第一 項 (同項第四号に掲げる寄附金に係 る部 分に限

る。 の規定によつて控除すべき金額 の控除を受けようとする場合にお いては、 三月十五 日までに、 総

務省令で定めるところにより、 当 T該寄附: 金  $\overline{\mathcal{O}}$ 額その 他必要な事 項を記載し た申告書を、 第三百 十七七 条  $\mathcal{O}$ 

二第五 項に規定する申告書と併せて賦課期日現在における住所所在地の市町村長に提出しなけ ればなら

ない。

第五十条第一 項 中 「免かれる」を「免れる」に、 「隠ぺいし」 を「隠蔽し」に、 「五十万円」を「二百

五. 十万円」 に改 め、 同条第三項中「三十万円」 を 「百五十万円」 に改め、 同条第四項中 「十万円」 を 「

年以下の懲役又は五十万円」に改める。

第五十三条第五項、 第九項、 第十二項及び第十五項中「第四十二条の五第五項」 の 下 に 第四十二条

の 五 の二第五項」 を加え、同条第三十項中「 (昭和四十四年法律第四十六号) 」 を削る。

第五十三条の二の次に次の一条を加える。

(法人の道府県民税に係る故意不申告の罪)

第五 十三条の三 正当な 事 由 が なくて第五十三条第 項、 第二項、 第四項又は第十九 項  $\widehat{\mathcal{O}}$ が規定に よる申告

書を当る 該 各項に規定す んる申 告 書の 提出期限内 に提出しなかつた場合にお 1 ては、 法人の代表者 (人格  $\mathcal{O}$ 

ない 社団等の 管理人及び法 人課税信託 の受託者である個人を含む。)、 代理人、 使用人その他  $\mathcal{O}$ 従業者

でその 違反行為をした者は、 年以下 の懲役又は五十万円以下の 罰 金に処する。 ただし、 情 状に ょ り、

その刑を免除することができる。

2 法 人の代表者 (人格のない社団等の管理人を含む。) 又は代理人、使用人その他の従業者が、 その法

人の業務又は財産に関して、 前項の違反行為をしたときは、 その行為者を罰するほか、 その法 仏人に対 し

同項の罰金刑を科する。

3 人 格  $\mathcal{O}$ な 1 社団等 に つい て 前 項  $\mathcal{O}$ 規定 の適用が ある場合にお いては、 その 代表者又は管理 人が そ 0 訴

訟行為につき当該 人格 のな 7 社団 等を代表するほ か、 法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事 訴 訟に

関する法律の規定を準用する。

第五十四条第一項中 「又は代理人若しくは」を「(法人課税信託の受託者である個人を含む。)、代理

に、 「二十万円」 を 五 十万円」 に改め、 同 条第二項中 「若しくは使用人」 を 使用人」 に、

外」を「ほか」に改める。

第六十二条第一 項 中 「除く」 の 下 に  $\neg$ 第三項において同じ」 を、 「代表者 の 下 に 「人格 のな い 社

団等の管 理 人及び」を、 「含む」 の 下 に \_\_ 第三項に お 7 て 同 を加え、 「又は代理人若 しくは」 を

代理· に、 五 年 を 十年」 に、 「百万円」 を 「千万円」 に改め、 若 しくは科料」 を 削 り、

懲役及び罰金」を「これ」に改め、 を 「第五項」 に改め、 同項を同条第七項とし、 同条第二項中 同条第四 「百万円」を ]項中 「千万円」 「第一項」の下に に改め、 「又は第三項」 同 **|**条第| 五項中 を加え、 第三項

同 項」 を 「これらの項」に改め、 同 同項を同り 条第六項とし、 同 条第三項中 「代表者」 の下に「(人格 のな

又 は 第三 項」 を加 え、 この 条」 を 「当該各項」 に改 め、 同 項 を同 条第一 五. 項とし、 同 条第二 項  $\mathcal{O}$ 次に次  $\mathcal{O}$ 

一項を加え える。

1

社団

等

の管

理人を含む。

を加え、

「若しくは使用人」

を

使用人」

に改め、

第

項」

 $\mathcal{O}$ 

下

に

3 第 項に規定するもののほか、 第五十三条第一項、 第二項、 第四項又は第十九項の規定による申告 書

を当該各項に規定する申告書 0 提出期限内に提出 しないことにより、 法人の道府県民税 の全部 又は 一部

を免れ た場合におい て は、 法 人の代立 表者、 代理· 人、 使用· 人その 他 の従業者でその違反行為をし た者 は、

五. 年以 下 . (T) 懲役若し < は 五. 百 万円 以下  $\mathcal{O}$ 罰 金 に処 し、 又はこれ を併る 科 こする。

4 前 項  $\mathcal{O}$ 免 れ た税額 が 五. 百 万円を超える場合に お *(* ) ては、 情状により、 同 項  $\hat{O}$ 罰 金  $\mathcal{O}$ 額は、 同 項  $\widehat{\mathcal{O}}$ 規定

第六十 九条第 項中 「隠ぺいし」 を 「隠蔽し」に、 「五十万円」を 「一百五十万円」 に改り め、 同 条

項 中 「三十万円」を「百五十万円」に改め、 同条第四項中 「若しくは使用人」を「、使用人」に改める。

第七十条第一項中 「十万円」を「一年以下の懲役又は五十万円」に改め、 同条第二項中 「若しくは使用

人」を「、使用人」に改める。

第七十一条の十六第 項中 「三年」を「十年」に、 「五十万円」 を 「二百万円」 に改め、 同 条第二項中

五 十万円」 を 二百 万円」 に改 め、 同 条第三項中 「本条」 を 同 項」 に 改 め、 同 条第四 項中 「前 項」 を

第三項」 に改 め、 同項 くを同り 条第五項とし、 同条第三 項の次に次の一項を加える。

4 前項の規定により第一項 の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、

同項の罪についての時効の期間による。

第七十 一条の二十第一 項中 「隠ぺいし」 を 「隠蔽し」に、 「五十万円」を 「二百五十万円」 に改め、 同

条第三項中「三十万円」を「百五十万円」に改める。

第七十一条の二十一第一項中 「十万円」 を「一年以下の懲役又は五十万円」 に改め、 同条第二項中 刑

」を「罰金刑」に改める。

中 第七十 「五十万円」を 一条の三十七 「二百万円」に改め、 第 一項中 三年」 を「十年」に、 同条第三項中「本条」を 「五十万円」を 「同項」に改め、 「二百万円」 同 に改め、 条第四項中 同 条第二項 前

を 「第三項」に改め、 同項を同条第五項とし、 同条第三項の次に次の一項を加える。

4 前 項 の規定により 第一項 0 違反行為につき法人又は人に罰 金刑を科する場合における時効の 期間

は、

同項の罪についての時効の期間による。

第七十 条の 兀 + 第 項 中 「隠ぺ ١ ر し を 「隠蔽し」 に、 「五十万円」 を 「二百五十万円」 に改め、

同条第三項中「三十万円」を「百五十万円」に改める。

第七十一条の四十二第一 項 中 「十万円」を「一年以下の懲役又は五十万円」に改め、 同条第二項中 刑

」を「罰金刑」に改める。

第七十一条の 五. 十七第 一項中 「三年」 を 「十年」に、 「五十万円」を 「二百万円」に改め、 同条第二項

中 「五十万円」 を 二百 万円」 に改 め、 同 条第三項中「若しくは使用人」 を  $\overline{\phantom{a}}$ 使用人」に、 「本条」を

「同項」に改め、同条に次の一項を加える。

4 前項 の規定により第一項の違反行為につき法人に罰金刑を科する場合における時効の期間 は、 同 頃の

罪についての時効の期間による。

第七十一条の六十一第一項中「隠ぺいし」を「隠蔽し」に、 「五十万円」を「二百五十万円」に改め、

同条第三項中「三十万円」を「百五十万円」に改める。

第七十一条の六十二第一項中「十万円」を「一年以下の懲役又は五十万円」に改め、 同条第二項中

刑

」を「罰金刑」に改める。

第七十二条の 八第一項中 「二十万円」を「五十万円」 に改め、 同条第二項中 「第七十二条の三十七、 第

七十二条の四十九の三第一項及び第三項」を「第七十二条の三十七第一項及び第二項、第七十二条の四十

九の三第一項、第三項及び第五項」に改める。

第七十二条の十第一項中「三万円」を「三十万円」に改める。

第七十二条の十一中「三万円」を「十万円」に改める。

第七十二条の二十四の二第四項中 「保険 の各事業年 度の 正味 収入保険料に百分の四十を乗じて得た」を

「次の各号に掲げる保険の区分に応じ、 それぞれ当該各号に定める」 に改め、 同項に次の各号を加える。

保険業法第三条第四項第一号及び第二号に掲げる保険 各事業年度の正味収入保険料に百分の十六

を乗じて得た金額

保険業法第三条第五項第一号に掲げる保険 各事業年度の正味収入保険料に百分の二十六を乗じて

得た金額

第七十二条の二十六第一項中「すべて」を「全て」に、 (次項及び第三項」を「(以下この項から第

三項まで」に、 「計算したときは」を 「計算、 した場合には、 当該付加価値額、 資本金等の額、 所得又 は収

入金額を課税標準として算定した事業税額が予定申告に係 る事業税額を超えないときに限 ŋ に 改 8 る。

第七十二条の三十六中「二十万円」を「五十万円」に、 「但し」を「ただし」に、 「因り」を「より」

に改める。

第七十二条の三十七第一項中「二十万円」を「五十万円」に改め、 同条第二項中「若しくは使用人」 を

「、使用人」に改める。

第七十二条の三十八第一項中 「二十万円」を「五十万円」に改め、 同条第二項中「若しくは使用人」 を

、使用人」に改める。

加え、 六項とし、 この 同条第三項中 条」 を 「当該各項」 「若しくは使用人」を「、 に改め、 同 『項を同れ 使用人」に改め、 条第五項とし、 同 条第二 第一 項の 項」の下に「又は第三項」を 次に次の二項 を加える。

同

条第四項中

「第一項」

の下に「又は第三項」を加え、

同項を同条第

3 条の二十九第一項若しくは第三項の規定による申告書を当 第 項 に規定するも Ō 0) ほ か、 第七十二条の二十五第一 項、 該各項に規定する申告 第七十二条の二十八第 ·書 の 提 出 項 期限 文は 第七 内 に 提 出

表者、 代理人、 使用人その他の従業者で、 その違反行為をした者は、 五年以下の懲役若しくは五百 万円

しないことにより、法人の行う事業に対する事業税の全部又は一部を免れた場合においては、

法人の代

以下の罰 金に処し、 又はこれを併科する。

4 に か 前 か 項 わ  $\mathcal{O}$ らず、 免 れ た 税 五百 額 が 万円を超える額でその免れた税額に相当する額以下の額とすることができる。 五 百 万円を超える場合にお いては、 情状により、 同 項  $\widehat{\mathcal{O}}$ 罰 金 0 額 は 同 項の 規定

第七十二条の 四十九の六第一 項中「二十万円」を 「五十万円」に改める。

第七十二条の 五十六第一項中 「二十万円」を「五十万円」に改め、 同条第二項中 「又は使用人」 を

使用人」に、「外」を「ほか」に改める。

第七十二条の五十七中「三万円」を「十万円」に改める。

第七十二条の六十第一

項 中

「五年」を「十年」に、

「五百万円」を「千万円」に改め、

同条第二項中

五. 百 万円」 を 「千万円」 に改 め、 同 [条第四] 項中 「第一項」 の 下 に 「又は第三項」 を加え、 同 項」 を 

れ 5 Ó 項」 に 改 め、 同 項 な同り 1条第六 項とし、 同条第三 |項中 「又は使用 人 を  $\overline{\ }$ 使用人」 に改 8 「 第

項」 の 下 に 「又は第三項」 を加え、 「本条」を「当該各項」に改め、 同項を同条第五項とし、 同 条第二項

の次に次の二項を加える。

3 第 項に規定するもののほか、 第七十二条の五十五の規定によつて申告し、 又は報告すべき事項につ

1 て申告又は報告をしないことにより、 個 人の行う事業に対する事業税 の全部で 又は一 部を免れた者は、

五 年以下 の懲役若しくは五 百 万円 こ以下の 罰 金 に処し、 又はこれを併科する。

4 前 項  $\mathcal{O}$ 免れた税額が五百万円を超える場合においては、 情状により、 同項 の罰金  $\overline{\mathcal{O}}$ 額は、 同項の 規定

第七十二条の六十四第一項中 「二十万円」を「五十万円」に改める。

第七十二条の六十九第一項中 · 「免かれる」を「免れる」に、「隠蔽し」を「隠蔽し」に、 「五十万円」

を「二百五十万円」に改め、同条第三項中「三十万円」を「百五十万円」に改める。

第七十二条の七十第一項中 「十万円」を「一年以下の懲役又は五十万円」 に改める。

第七十二条の八十五第一項中 「十万円」を「一年以下の懲役又は五十万円」に改め、 同条第二項中

七十二条の 九十五 第三項」 を 「第七十二条の九十五第六項」 に改め る。

第七十二条の九十一第一項及び第七十二条の九十二第一項中「二十万円」を「五十万円」に改める。

第七十二条の九十五第一項を次のように改める。

次の各号のいずれかに該当する者は、 十年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを

併科する。

偽りその 他不正 の行為によつて、 譲渡割の全部 又は 部を免れた者

偽りその他不正 の行為によつて、 第七十二条の八十八第二項又は第三項の規定による還付を受けた

項を同り 第一 五 し、 た税額若 しくは還付を受けた金 百 第七十二条 項」の下に 万 同条第三項中 円 条第六項とし、 しく を  $\mathcal{O}$ は 「千万円」 九十 同 ]項第二 第一 第二項又は第四項」を加え、 五. 同 額又は還付を受けようとした金額に相当する額」 第五項中 に、 号の 条第二項中 項」の下に 還 同 付を受け 「第三項」を 項\_ 前 を 第二項又は第四項」を加え、 た金 項 「当該 の免れた税額又は還付を受けた金額」 額 「第六項」 各項」 又 は 同 前 に、 項 項」を「これらの項」に改め、 に改り  $\hat{\mathcal{O}}$ 犯 「又は 罪 め、 12 還付を受け 係る還付を受けようとした 同 [項を同れ 「本条」を に改め、 条第八項とし、 た金額 を 同 「当該各項」 |項を同 に 第一 相当する 同 項を同り 条第三項とし、 同 項 第一 金 条 額 に改め、 第四 額」 条第七 号の免れ を 項中 項と 一若 同

4 までに提出 第 項第一号に規定するもののほか、 しないことにより、 譲 渡 割 の全部又は 第七十二条の八十八第一項の規定による申告書をその提出期限 部を免れた者は、 五年 以下の懲役若しくは 五. 百 万円

同

項の次に次の二項を加える。

5 前 項  $\mathcal{O}$ 免れた税額が五百万円を超える場合にお いては、 情状により、 同項の罰金  $\overline{\mathcal{O}}$ 額は、 同項の 規定

以 下

· の 罰

金

に処し、

又はこれを併

科する。

第七十二条の 九十五第一項の 次に次の一項を加える。

2 前項第二号の罪 の未遂 (第七十二条の八十八第二項に規定する申告書を提出した者に係るものに限る

は、罰する。

第七十二条の百二第一項中 「二十万円」を「五十万円」に改める。

第七十二条の百九第 項 中 五 年」を「十年」に、 「五百万円」 を 「千万円」 に改め、 同条第二

五. 百万円」を 「千万円」 に改 め、 同条第三項中 「本条」 を 同 項 に改める。

第七十二条の百十第一項中

「五年」を「十年」に、「五十万円」

を「百万円」

に改め、

同条第二項中

一項中

五十万円」を「百万円」に改め、 同条第三項中「本条」を「同項」に改める。

第七十三条の四第一項第四号の四中 「第五条第十二項」を 「第五条第十三項」に改める。

第七十三条の 九第一 項中 「五万円」を「一年以下の懲役又は五十万円」に改める。

第七十三条の十一 第 項 中 「三万円」を「三十万円」に改める。

第七十三条の十二中「三万円」を「十万円」に改める。

第七十三条の十四中第六項及び第七項を削 ŋ 第八項を第六項とし、 第九項を第七項とし、 第十項を第

八項とし、 第十 項を削り、 第十二項を第九項とし、 第十三項を削り、 第十四項を第十項とする。

第七十三条の十九第一項中 「五万円」を「一年以下の懲役又は五十万円」に改める。

第七十三条の二十中「三万円」を「十万円」に改める。

第七十三条の二十七 の四の見出し中 「市街地再開発組合等」を 「再開発会社」に改め、 同条第 項から

第六項までを削り、 同条第七項中 再開発会社」を 都市 再 開発法第五十条の二第三項に 規定する再

開 発会社 (以下この 条におい て 「再開発会社」という。)」に、 「第二種 市 街地 再 開 発 事 \*業の: 施 行 に伴 1

都 市再開 発法」 を 「同法第二条第一号に規定する第二種市街 地再 開発事業 (以下この条に において 「第二種

同条第 一項とし、 同条第八項を同条第二項とし、 同条第九項から第十二項までを削る。

発事業」という。)の施行に伴い同法」に、「この項及び次項」を「この条」に改め、

同項を

市街地

再開

第七十三条の二十七の五を削る。

第七十三条の二十七の六第一項中 「及び次条」 及 び 次項において同じ」を削り、 同条第二項を次の

ように改める。

2 道府県は、 不動 産  $\mathcal{O}$ 取得 に対して課する不動産取得税を賦 課徴収する場合にお 7 て、 当該 不動 産 の取

得者か :ら当 該 不 動 産 取 得税 12 つ ( ) て 前 項  $\mathcal{O}$ 規定 の適 用があるべき旨の申 告が あ り、 当 該 申告 が 真実 で あ

ると認められるときは、 当該 取 得の日から五年以内の期間 (当該不動 産 が 同 |項に定める土地改良 事業に

係るものである場合には、 当該取得の日から同項に定める一年を経過する日までの期間) を限つて、 当

該不動産に係る不動産取得税額を徴収猶予するものとする。

第七十三条の二十七の六に次の一項を加える。

3 第七 十三条の二十五 第二 項 か 5 第四 項 くまで、 第七十三条の二十六及び第七十三条の二十七  $\mathcal{O}$ 規定 は

前 項の 場合に おける 不 動産 取 得税 額  $\mathcal{O}$ 徴 収 猶予及び その取 消 し並びに第一 項の場 合における当該 不 動 産

取得税に係る地方団体の徴収金の還付について準用する。

第七十三条の二十七の六を第七十三条の二十七の五とする。

第七十三条の二十七 0 七の見出し中 「土地改良区等」を 「土地改良区」 に改め、 同条第二項を削 り、 同

条第三項中 第 項」 を 「前 項」 に 改め、 「又は農 地 保 有 合 理 化 法 人等が 前 項の換 地 を取得した場合」 を

削 り、 同 項を同 条第二項とし、 同条を第七十三条の二十七の六とする。

第七十三条の二十七の八及び第七十三条の二十七の九を削る。

第七十三条の三十第一 項中 「詐偽」を「偽り」に、 「免かれた」を「免れた」に、 「三年」を 「五年」

に、 「五十万円」を「百万円」に改め、「若しくは科料」を削り、 「懲役及び罰金」を「これ」に改め、

同条第二項中「免かれた」を 「免れた」に、 「五十万円」を「百万円」に、 「こえる」を「超える」に、

因り」を「より」に改め、 同 条第三項中「第一項」の下に 「又は第三項」を加え、 「外」を「ほ かに

「本条」を 「当該各項」に改 め、 同 !項を同条第五項とし、 同条第二項の次に次の二項を加える。

3 第 項に規定するもの 0 ほ か、 第七 十三条の十八の規定 によつて申告し、 又は報告すべ 、 き 事 項につい

て申告又は報告をしないことにより、 不動 産取得税の全部又は一部を免れた者は、 三年以下の懲役若

くは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 前 項 の免れた税額が五十万円を超える場合においては、 情状により、 同項の罰金の額は、 同項の規定

に か か わ らず、 五十万円を超える額でその免れた税額に相当する額以下の額とすることができる。

第七十三条の三十に次の一項を加える。

6 前項のは 規定により第一 項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の 期間 は、

同項の罪についての時効の期間による。

第七十三条の三十七第一項中 「免かれる」を「免れる」に、 「隠蔽し」を「隠蔽し」に、 「五十万円」

を「二百五十万円」に改め、同条第三項中「三十万円」を「百五十万円」に改める。

第七十三条の三十八第一項中「十万円」を「一年以下の懲役又は五十万円」に改める。

第七十四条の八第一項中 「十万円」を「一年以下の懲役又は五十万円」に改め、 同条第二項中 「刑」を

「罰金刑」に改める。

第七十四条の十二の次に次の一条を加える。

(たばこ税に係る不申告に関する過料)

第七十四条の十二の二 道府県は、 たばこ税の申告納税者が正当な事由がなくて第七十四条の十第一項か

ら第三項までの規定による申告書をこれらの項に規定する申告書の提出期限までに提出しなかつた場合

に おいては、 その者に対し、 当該道府県の条例で十万円以下の過料を科する旨の規定を設けることがで

きる。

第七十四条の十五第一 項及び第二項中「三年」を「十年」に改め、 同条第四項中 「又は第二項」 を

第二項又は第四項」 に、 「この条」 を 「当該各項」 に改め、 同項を同条第六項とし、 同条第三項の次に次

の二項を加える。

4 第一 項に規定するもののほか、 第七十四条の十第一項又は第三項の規定による申告書を当該各項に規

定する申告書の提出期限までに提出しないことにより、 たばこ税の全部又は一部を免れた者は、 五年以

下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

5 前 項  $\mathcal{O}$ 免 れ た税額 が五十万円を超える場合には、 情状により、 同 項 の罰 金の額 は、 同 頭の規定にかか

わ らず、 五  $\overline{+}$ 万円を超える額 でその免れ た税額に相当する額以下の額とすることができる。

第七十四条の十五に次の一項を加える。

7 前項の規定により第一項、 第二項又は第四項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合にお

け る時効の期間は、 これらの項の罪についての時効の期間による。

第七十四条の十八第一 項中 こに を「いずれかに」 に、 「十万円」を「一年以下の懲役又は五十万円

」に改め、同条第二項中「刑」を「罰金刑」に改める。

第七十四条の二十八第一項中 「隠ぺいし」 を「隠蔽し」に、 「五十万円」 を「二百五十万円」 に改め、

同条第三項中「三十万円」を「百五十万円」に改める。

第七十四条の二十九第一項中 「十万円」を「一年以下の懲役又は五十万円」に改め、 同条第二項中 刑

」を「罰金刑」に改める。

第七十八条第一項中「五万円」を「一年以下の懲役又は五十万円」 に改める。

第八十条第一項中「三万円」を「三十万円」に改める。

第八十一条中「三万円」を「十万円」に改める。

第八十五条第 項 中 「各号の一に」を「各号のいずれ かに に、 「六月」を 「一年」に、 「十万円」を

「五十万円」に改め、 同項第二号中「一に」を「いずれかに」に改める。

第八十六条第一項中「三年」を「五年」に改め、 「若しくは科料」 を削り、 懲役及び罰金」を「これ

に改め、 同条第三項中 「この条」を「同項」に改め、 同条に次の一項を加える。

4 前 項  $\mathcal{O}$ 規定により第 一項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間 は、

同項の罪についての時効の期間による。

第九十五条第一 項 中 「隠ぺい Ĺ を「隠蔽し」に、 「五十万円」を「二百五十万円」 に改め、 同条第三

項中「三十万円」を「百五十万円」に改める。

第九十六条第一 項 中 「十万円」を 年 以下の懲役又は五十万円」 に改 いめる。

第百十七条第一項中 「五万円」を「一年以下の懲役又は五十万円」に改める。

第百二十四条の次に次の一条を加える。

(自動車取得税に係る不申告に関する過料)

第百二十四条の二 道府県は、 自動 東取得税の納税義務者が正当な事由がなくて第百二十二条第一 項の規

定による申告書を同項各号に規定する申 - 告書 の提出 期限までに提出 しなかつた場合においては、 そ の者

に対 Ų 当 一該道府県の条例で十万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。

第百二十七条第一項中「三年」を「五年」に、「五十万円」を「百万円」に改め、 「若しくは科料」を

削 り、 「懲役及び罰金」を「これ」に改め、 同条第二項中「五十万円」を「百万円」に改め、 同条第三項

中 第 項」の下に「又は第三項」を加え、 「この条」を 「当該各項」に改め、 同項を同条第五項とし、

同条第二項の次に次の二項を加える。

3 第 項に規定するもののほか、 第百二十二条第一項の規定による申告書を同項各号に規定する申告書

 $\mathcal{O}$ 提 出期限までに提出しないことにより、 自動車取得税の全部又は一部を免れた者は、 三年以下の懲役

若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 前項の免れた税額が五十万円を超える場合においては、 情状により、 同項の罰金の額は、 同項の 規定

に かかわらず、 五十万円を超える額でその免れた税額に相当する額以下の額とすることができる。

第百二十七条に次の一項を加える。

6 前 項  $\mathcal{O}$ 規定に より 第 項 の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の

期間

は、

同項の罪についての時効の期間による。

第百三十七条第一項中 「隠ぺいし」 を「隠蔽し」に、 「五十万円」を「二百五十万円」 に改め、 同条第

三項中「三十万円」を「百五十万円」に改める。

第百三十八条第一項中 「十万円」を「一年以下の懲役又は五十万円」に改める。

第百四十四 条の十二第 一項中 「二十万円」を「五十万円」に改め、 同条第二項中 刑 を 「 罰 金刑」 に

改める。

第百四十四 条の十七第一項中 「三十万円」を「一年以下の懲役又は五十万円」 に改め、 同条第二項中

刑」を「罰金刑」に改める。

第百 四十四 条の十九第一項中 「二十万円」を「五十万円」に改める。

第百四十四条の二十二第一項及び第百四十四条の二十五第二項中「五年」を「十年」に、 「五百万円」

を「千万円」に改める。

第百四十四条の二十六第一項中「一年」を「二年」に、 「五十万円」を「百万円」に改める。

第百四十四条の二十八第一項中 「二十万円」を「一年以下の懲役又は五十万円」に改め、 同 条第二項中

「刑」を「罰金刑」に改める。

第百四十四条の三十三第一項中「五年」を「十年」に、 「五百万円」を「千万円」に改め、 同条第二項

中 「三年」を「七年」に、「三百万円」を「七百万円」に改め、同条第三項中「二年」を「三年」に、

め、 二百万円」を「三百万円」に改め、 同条第五項中 「二十万円」を「一年以下の懲役又は五十万円」に改め、 同条第四項中「一年」を「二年」に、 「五十万円」を 同条に次の一 項を加 「百万円」に改 ええる。 。

7 前 項  $\mathcal{O}$ 規定に より第 一項又は 第二項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効

の期間は、これらの項の罪についての時効の期間による。

「刑」を「罰金刑」に改める。

第百四十四条の三十九第一項中「二十万円」を「五十万円」に改め、 同条第二項中「刑」を 「罰金刑」

に改める。

に改め、

同

条第四

項

中

五

百

万円」

を「千万円」に、

「当該各項の罰金」

を

当該.

K各項の R

罰

金

に改

第百四十四 条の四十一 第一項から第三項までの規定中 「五年」を「十年」に、 「五百万円」を 「千万円

め、 同 条第六 項中 「規定により 第 項か ら第三項まで」 の 下 に 「又は第五 項」 を加え、 「それ ぞ れ 第 項

カ ら第三 項まで」を「これらの項」 に改め、 同 項を同条第八項とし、 同条第五項中 「第三項まで」 の 下 に

又は第五項」を加え、 同 !項を同条第七項とし、 同条第四項の次に次の二項を加える。

5 する申告書 第二項に規定するもののほか、  $\mathcal{O}$ ,提出期 限までに提出しないことにより、 第百四十四条の十八第一項各号の規定による申告書を当該各号に規定 同条 の規定によつて納付すべき軽 油引取 税 の全部

又は 部 を免 れ た納 税 者は、 五. 年 以下の懲役若しくは 五. 百 万円 以下 · の 罰 金 に処し、 又はこれ を併科し する。

6 前項  $\mathcal{O}$ 免れた税額が五百万円を超える場合にお いては、 情状により、 同 項  $\hat{O}$ 罰金  $\overline{\mathcal{O}}$ 額は、 同 項  $\mathcal{O}$ 規定

に かかわらず、 五百 万円を超える額でその免 れた税額に相当す る額以下の額とすることができる。

第百四十四 条の五十二第一項中「隠ぺいし」 を 「隠蔽し」に、 「五十万円」を「二百五十万円」に改め

、同条第三項中「三十万円」を「百五十万円」に改める。

第百四十四条の五十三第一項中「十万円」を「一年以下の懲役又は五十万円」に改め、 同条第二項中

刑」を「罰金刑」に改める。

第百一 五十三条第一項中 五 万円」 を 「一年以下の懲役又は五十万円」 に改める。

第百五十四条中「三万円」を「十万円」に改める。

第百 五十六条第一項中 「五万円」を 「一年以下の懲役又は五十万円」に改める。

第百五十八条第一項中「三万円」を「三十万円」に改める。

第百五十九条中「三万円」を「十万円」に改める。

第百六十条第一 項 中 「詐偽」を 「偽り」に、 「免か れた」 を「免れた」に、 「三年」を「五年」 に、

五 十万円」を 「百万円」 に改め、 「若しくは科料」 を削り、 「懲役及び罰金」を「これ」に改 め、 同条第

項中 「免かれた」 を「免れた」 に、 「五十万円」 を「百万円」に、 「こえる」を「超える」に、 「 因 り

条」 を 「当該 各項」に 改 め、 同 頂を同 条第五項とし、 同条第二項 の次に次の二項を加える。

3 第一 項に規定するもののほか、 第百五十二条第一項の規定によつて申告し、 又は報告すべき事項につ

て申告又は報告をしないことにより、 自動車税の全部又は一部を免れた者は、三年以下の懲役若しく

は五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 前 項  $\mathcal{O}$ 免 れ た税額 が 五十万円を超える場合にお いては、 情状により、 同 項の罰 金  $\overline{\mathcal{O}}$ 額は、 同項の 規定

12 カュ カコ わ らず、 五.  $\overline{+}$ 万円を超える額でその免れた税額に相当する額以下の額とすることができる。

第百六十条に次の一項を加える。

6 前項の規定により第一項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、

同項の罪についての時効の期間による。

第百六十八条第一項中 「免かれる」 を「免れる」に、 「隠蔽し」を「隠蔽し」に、 「五十万円」を「二

百五 十万円」 に改め、 同 条第三項中 「三十万円」を 「百五十万円」 に改 いめる。

第百六十九条第一項中 「十万円」を「一年以下の懲役又は五十万円」に改める。

第百八十六条第一項中 「五万円」を「一年以下の懲役又は五十万円」 に改める。

第百八十七条中「三万円」を「十万円」に改める。

第百八十九条第一項中「五万円」を「一年以下の懲役又は五十万円」に改める。

第百九十一条第一項中「三万円」を「三十万円」に改める。

第百九十一条の二中「三万円」を「十万円」に改める。

第百九十二条第一項中 「詐偽」 を 「偽り」に、 「免かれた」 を 「免れた」に、 「三年」を 「五年」

に、

五 十万円」 を 百百 万円」 に改め、 若 しくは科料」 を削 り、 「懲役及び罰 金 を 「これ」 に改 め、 同 条

れた」を「免れた」に、「五十万円」を「百万円」に、「こえる」を「超える」に、

因

第二項中

「免か

り」を「より」に改め、 同条第三項中「第一項」の下に「又は第三項」を加え、「外」を「ほか」に、

本条」 を 「当該各項」に改め、 同項を同条第五項とし、 同条第二項の次に次の二項を加える。

3 第 項に規定するもののほ か、 第百八十五条の規定によつて申告 Ĺ 又は報告すべき事項について申

告又は報告をしないことにより、 鉱区 税 の全部 又は一 部を免れた者は、 三年以下の懲役若しくは五十万

円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 前 項 0 免れ た税額 が 五十万円を超える場合にお いては、 情状により、 同項の罰 金  $\overline{\mathcal{O}}$ 額は、 同 項の規定

に カゝ か わらず、 五.十 万円を超える額でその免れた税額に相当する額以下の額とすることができる。

第百九十二条に次の一項を加える。

6 前項の規定により第一項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、

同項の罪についての時効の期間による。

第二百 条 第 項中 「 免 か れ . る を「免れる」に、 「隠蔽し」 を 「隠蔽し」に、 「五十万円」を

五十万円」 に改 め、 同 条第三項中 「三十万円」を「百五十万円」 に改 が る。

第二百二条第一項中 「十万円」を「一年以下の懲役又は五十万円」 に改 いめる。

第二百六十五条第一項中「五万円」を「一年以下の懲役又は五十万円」に改める。

第二百六十七条第一項中「三万円」を「三十万円」に改める。

第二百六十八条中「三万円」を「十万円」に改める。

第二百七十二条第 項中 五 一万円」 を 年以下 の懲役又は五十万円」 に改める。

第二百七十三条中「三万円」を「十万円」に改める。

第二百八十一 「五十万円」 を 条第一項中 百 万円」 「詐偽」 に改め、 を 「偽り」に、 「若しくは科料」 「免かれた」 を削 り、 を 懲役及び罰金」を「これ」に改 「免れた」に、 「三年」を 五 年 め、 に 同

及び罰金」を「これ」に改め、 同条第三項中「免かれた」を「免れた」に、 「五十万円」 を「百万円」に

「五十万円」を「百万円」に改め、

「若しくは科料」

を削り、

「懲役

条第二項中「三年」を「五年」に、

「こえる」を「超える」に、 「因り」を「より」に改め、 同 条第四項中 「又は第二項」 を 第二項又

は第四項」に、 外」 を 「ほ か に、 「本条」 を 「当該各項」 に改め、 同項を同条第六項とし、 同条第三

項の次に次の二項を加える。

4 第一 項に規定するもののほ か、 第二百七十一条の規定によつて申告し、 又は報告すべき事 項に っつい 7

申 告又は報告をしないことにより、 道府県法定外普通税の全部又は一部を免れた納税者は、 三年以下の

懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、 又はこれを併科する。

5 前 項  $\mathcal{O}$ 免 れた税額 が 五十万円を超える場合にお ζ) ては、 情状により、 同 .項の 罰 金  $\overline{\mathcal{O}}$ 額 は、 同項の 規定

に か か わ らず、 五. 十万円を超える額でその免れた税額に相当する額以下の額とすることができる。

第二百八十一条に次の一項を加える。

7 前 項  $\mathcal{O}$ 規定により 第 項 又は 第二項 の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合に お ける時 効

 $\mathcal{O}$ 期 間 は これ 5  $\overline{\mathcal{O}}$ 項  $\mathcal{O}$ 罪 に つい て  $\mathcal{O}$ 時 効  $\mathcal{O}$ 期 間 に による。

第二百八十六条第一 項中 「免かれる」を「免れる」に、「隠蔽し」を「隠蔽し」に、 「五十万円」を

百五十万円」に改め、 同条第三項中 「三十万円」を「百五十万円」 に改める。

第二百八十七条第一 項 中 「十万円」を「一 年以下 の懲役又は五十万円」に改める。

第二百·

九十二条第

項第四号中

第四十二条

の 四 \_

0

下に

第四十二条の十

(同

条第一

項、

第六項

及び第一 七 項を除く。 を加 え、  $\overline{\mathcal{O}}$ 規 定 (D) を 「及び 第四 1十二条 0 + 二 の 規定 (D) に 改 め、 同 項 第 兀 号

の三中 **(租** 税 特別措 置 法第六十八 条 の九」 の 下 に 「 及 び 第六十八条の十 五 を加り え、 「 及 び 租 税 特 別 措

置法第六十八条の九」 を 「並びに租税特別 措置法第六十八条の九、 第六十八条の十五及び第六十八条の十

五. に改め、 同項第四号の四中 「第六十八条の十第五項」 の 下 に 第六十八条の十の二第五項」 を

加え、 同 項第八号中 「第六条の三第 項」 を 第六条の四 第 項」 に改める。

第二百九 十四条の二第一 項中 「第三百二十一条の八第十 -九項」 の 下 に 第三百二十一条の八の三」 を

加える。

六第四項及び第五項、 を「同じ。)を含む。 十七条の七第二項、 第二百 九十九条第一項中 第三百二十四条第四項、 第三百十七条の七第二項、第三百二十四条第七項及び第八項、第三百二十八条の十 第三百三十二条第四項並びに」に、 「二十万円」を 「五十万円」に改め、 第三百二十八条の十六第四項、 「管理人を含む。第三百十七条の七第二項、 同条第二項中 第三百三十二条第四 「同じ。) を含む。 項及び」 第三百 第

三百二十四条第四項」 第三百 1一条第 項中 を 「三万円」を「三十万円」に改め、 「管理人を含む。第三百十七条の七第二項、 同条第二項中 第三百二十四条第七項」に改める。 「代表者」 の 下 に (人格のない

社団等の管理人を含む。)」を加える。

第三百二条中「三万円」を「十万円」に改める。

条の十八の三」 第三百十四条の七第一項中「五千円」を「二千円」に改め、 を削り、 「含む。)」 の下に「並びに租税特別措置法第四十一条の十八の二第二項に規 同項第三号中「及び租税特別措置法第四十

定する特定非営利活動に関する寄附金 (次号に掲げる寄附金を除く。) 」 を加え、 同項に次の一 号を加る え

兀 特定非営利活動促進法第二条第二項に規定する特定非営利活動法人(以下この号及び第三項にお 1

る。

て 「特定非営利 活 動法人」 という。 に対する当該 特定非営 I利活 . 動法. 人の行う同 条第 項に規定する

特定 非 営 利 活 動に係る る事 業 に関 連す る寄 附 金のうち、 住 民 0 福 祉 の増 進 (に寄 与 する寄 附 金として当該

市 町 村の条例で定めるも  $\mathcal{O}$ ( 特 別 の利 益が当該 納 税義務者に及ぶと認められるものを除く。

第三百 十四条の七第二項中「五千円」を 「二千円」に改め、 同条に次の三項を加える。

3

第一

項第四号の規定による市

町村の条例の定めは、

当該寄附金を受け入れる特定非営利活動法人

**议** 

下この 条 に お 7 て 「 控 除 対象特定 非営利 .活動法-<u>人</u> という。 か らの申 出 が あ 0 た場 合に、 お 7 7 適切 لح

認め 5 れ るときに行うも  $\mathcal{O}$ とし、 当該 条 例 に お 1 7 は、 当該 控 除 対 象 特定 非営 利 活 動 法 人の 名 称 及び主

たる事 務 所 0 所在地 を 明ら カ に L なけ ń ば ならな \ <u>`</u>

4 控除 対象特定非営利活動法 人は、 総務省令で定めるところにより、 寄附者名簿 (各事業年度に当該法

人が受け入れた寄附金の支払者ごとに当該支払者の氏名又は 名称及びその住所又は事 務所ので 所在 地 並 び

にその寄附 金 の額及び受け入れた年月日 を記載した書類をいう。 次項に お いて同じ。 を備え、 これ を

保存 L なけ れ ば なら な

5

市 町 村 長 は、 第一 項 (同項第四号に掲げる寄附金に係る部分に限 る。 の規定によつて控除 すべき金

額  $\mathcal{O}$ 計 算 0 ために必要が あると認めるときは、 控除 対象特定非営利活 動 法 人に対し、 同号に掲げる寄附

金 0 受入れ に 関 し報告又は寄 附者名簿そ 0 他 0) 資 料  $\mathcal{O}$ 提出をさせることができる。

第三百十七条の二第一項ただし書中「第三百十四条の七」を「第三百十四条の七第一項 (同 項第四号に

掲げる寄附金 (租税特別措置法第六十六条の十一の二第三項に規定する認定特定非営利活動法人に対する

ŧ のを除く。 第五項に おいて同じ。) に係る部分を除く。)及び第二項」に改め、 同 条中第七項を第 八項

とし、 第六項を第七項とし、 第五 項を第六項とし、 第四 項  $\hat{O}$ 次に 次の一 項を加える。

5 第二百 九 + 应 条第 項 第 号の 者 は、 第三百十四 条の 七 第 項 (同 項 第 四号に掲 げ る寄 附 金 北に係 る部

分に限る。)  $\mathcal{O}$ 規定によつて控除すべき金額 の控除を受けようとする場合にお いては、 三月十五 日ま で

に、 総務省令で定めるところにより、 当該寄附金 の額その他必要な事項を記載した申告書を、 賦課! 期日

現在における住所所在地の市町村長に提出しなければならない。

第三百 十七 条  $\mathcal{O}$ 兀 第 項 中 カ ら第四項まで」 を  $\neg$ か ら第五項まで」に、 同 条第六項若 しくは第七項

を 同 · 条第· 七 項若 L < 、は第 八項」 に、 「二十万円」 を 「五十万円」に改め、 同条第二項中 「代表者」 (T)

下に「(人格のない社団等の管理人を含む。)」を加える。

「十万円」に改める。

第三百十七条の七第一項中「二十万円」を「五十万円」に改める。

第三百二十一条の八第五項、 第九項、第十二項及び第十五項中「第四十二条の五第五項」の下に「、 第

四十二条の五の二第五項」を加える。

第三百二十一条の八の二の次に次の一条を加える。

(法人の市町村民税に係る故意不申告の罪)

第三百二十一条の八の三 正当 な事 由がなくて第三百二十一条の八第一項、 第二項、 第四項又は第十 九項

 $\mathcal{O}$ 規定による申告書を当該各項に規定する申告書の提出期限内に提出しなかつた場合にお いては、 法 人

の代表者 (人格のない社団等の管理人及び法人課税信託の受託者である個人を含む。)、 代理人、 使用

人その他の従業者でその違反行為をした者は、 一年 以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。 ただ

し、情状により、その刑を免除することができる。

2 法人の代表者 (人格のない 社団等の管理人を含む。) 又は代理人、 使用人その他の従業者が、 その法

人の業務又は財産 に関して、 前項の違反行為をしたときは、 その行為者を罰するほ か、 その法人に対

同項の罰金刑を科する。

3 人格のない社団等について前項の規定の適用がある場合においては、その代表者又は管理人がその訴

訟行為につき当該人格のない社団等を代表するほか、 法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に

関する法律の規定を準用する。

第三百二十一条の 九第一項中 「又は代理人若しくは」を \_ (法人課税信託の受託者である個人を含む。

、代理人、」に、「三十万円」 を 「五十万円」に改め、 同条第二項中 「若しくは使用人」 を 使用人

一に、「外」を「ほか」に改める。

第三百二十四条第一項中「除く」の下に「。第五項において同じ」を加え、 「五年」を「十年」に、「

百万円」を「千万円」に改め、 「若しくは科料」を削り、 「懲役及び罰金」を「これ」 に改め、 同条第六

項中 「第四項」を 「第七項」に改め、 同項を同条第九項とし、 同条第五項中 「 第 一 項」 の 下 に 第三項

又は 第 五. 項」 を加え、 同 項」を「これらの 項」 に改め、 同項を同 条第八項とし、 同条第四 項 中 又 は第

項」 を 第三項又は第五項」 に、 「この条」 を 「当該各項」 に改め、 同項を同条第七項とし、 同 条第

そ Ō 免 れ た税額 文は」 を 「そ <u>,</u> に改 め、 同 項を同 条第四 項とし、 同 項  $\mathcal{O}$ 次に次 の 二 項 を加 え る。

5 第 項に規定するもののほ か、 第三百十七条の二第一 項若しくは第二項の規定によつて提出 すべ き申

告書を提出しないこと若しくは同条第七項若しくは第八項の規定によつて申告すべき事項に つい て申告

しないこと又は第三百二十一 条の 八第一項、 第二項、 第四 項若しくは第十九項 0 規定による申 告書を当

該 各項に規定する申 告 書  $\mathcal{O}$ 提 出 期 限 内 に 提 出 しないことにより、 市 町 村 民 税  $\mathcal{O}$ 全 部 又 は 部 を免れ た者

は、 五. 年 以 下  $\mathcal{O}$ )懲役若 しく は 五 百 万円 以 下  $\mathcal{O}$ 罰 金 に 処し、 又はこれ を併 科 す

6 前 項  $\mathcal{O}$ 免 れ た税 額 が 五百 万円を超える場合に お 7 ては、 情状により、 同 項  $\mathcal{O}$ 罰 金 の 額 は、 同 項の 規定

12 か かわらず、 五百 万円を超える額でその免れた税額に相当する額以下の額とすることができる。

第三百二十四条第二項中 「三年」 を 「十年」に、 五 十万円」を 二百 万円」 に改め、 若 L くは 科 料

を削り り、 懲役及び 罰 金 を 「これ」 に改め、 同 項を同条第三項とし、 同 条第 項の次に次  $\mathcal{O}$ 項を加

える。

2 前 項  $\mathcal{O}$ 免れた税額 が千万円を超える場合においては、 情状により、 同項の 罰 金 の額は、 同 項  $\mathcal{O}$ 規定に

か かわらず、 千万円を超える額でその免れた税額に相当する額以下の額とすることができる。

第三百二十八条の八中「三万円」を「十万円」に改める。

第三百二十八条の十六第一項中「三年」を「十年」に、 「五十万円」を「二百万円」に改め、 同条第二

項中「一に」を「いずれかに」に、「二十万円」を「五十万円」に改め、同条第三項中「五十万円」を

二百万円」に、「こえる」を「超える」に改め、 同条第四項中「これらの項」を 「当該各項」に改め、 同

条第五項中 「前項」を「第四項」に改め、 同 「項を同条第六項とし、 同条第四項の次に次の一項を加える。

5 前 項 0 規定により 第 一項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時 ·効 の 期間 は、

同項の罪についての時効の期間による。

第三百三十二条第一項中「免かれる」を「免れる」に、 「隠蔽し」を「隠蔽し」に、 「五十万円」を「

二百五十万円」に改め、 同条第三項中「三十万円」を「百五十万円」 に改める。

第三百三十三条第一項中 「十万円」を「一年以下の懲役又は五十万円」に改める。

第三百四十八条第二項第十号の四中 「第五条第十二項」を 「第五条第十三項」に改める。

第三百四十九条の三中第十八項を削り、 第十七項を第十八項とし、 第十四項から第十六項までを一項ず

ただし、 は当該 うち」 に対して課する固定資 第十二項を第十三項とし、 つ繰り下げ、 を 航 当該航空機のうち、」に、 空機 「の額とし、その後三年度分の固定資産税については当該航空機の価格の三分の二の額とする。 同条第十三項中  $\mathcal{O}$ 価 格 の三分の二 産 一税の 第 課税標準は」に改め、 九項から第十一 「第二十八項」 介 「(以下この項において「小型航空機」 型航空機にあつては、 を 項までを一項ず 「第二十七  $\bigcup$ の額とし、 当該 」 項 」 つ繰り下げ、 航空機 に改め、 その後三年度分の 0 同 価 格 同 項 という。) へを同り 条第 の二分の一) 八項中 条第十四項とし、 固定資産 にあつては」を **当** を削 該 税につい ŋ 航 空 同 同 機 条中 項 て  $\mathcal{O}$ 

7 ŧ 百二十六号) のに対して課する固定資産税の課税標準は、 前 項 に規定する外航船舶 第二条第二項に規定する離島 及び準 外航船舶以外の船舶のうち、 .航路事業者が専ら同項に規定する離島 前項の規定により課税標準とされる額に三分の 離 島 航 路 整 備法 (昭 航路事業の 和二十七 用 年 に供 法 を乗じ 律第二 する

を

同

· 条第·

九項とし、

同

条第七百

項を同

条第八項とし、

同

条第六項

 $\mathcal{O}$ 

次に次

0

項を加

える。

第二十八項」 第三百 匹 干 を 九 条の三第十九項中 「第十五 項又は第二十七項」 \_\_ 第二十七項に に改め、 お () 同条第二十三項中 て同じ」 を削 り、 「供する固定資産」 同条第二十項中 「 第 を  $\dot{+}$ 「供する土 应 項 又は

て得た額とする。

地」に、 「掲げる固定資産」 を 「掲げる土地」に、 「前二条」を 「第三百四 十九条」 に改め、 「当該 固定

資産のうち、 土地 にあつては」 及び「とし、 家屋及び 償却資産 に あつては当 「該家! 屋及び )償却資 産 に 対 L 7

新たに固定資産税が課されることとなつた年度から五年度分の固定資産税については当該家屋及び償却 資

産 に係る る固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の一の額とし、 その後五年度分の固定資産税につい

ては当該家屋及び償却資産に係る固定資産税 の課税標準となるべき価格の三分の二の額」 を削 り、 同 条中

第二十七項を削り、 第二十八項を第二十七項とし、 第二十九項を第二十八項とし、 第三十項から第三十三

項までを削り、第三十四項を第二十九項とする。

第三百四十九条の三の二第一項中 「第十一項を」 を「第十二項を」に、 「前条第十一項」を「前条第十

項」に改め、 同条第二項中 「前条第十一項」を 「前条第十二項」に改める。

第三百五十四条第一項中 「二十万円」を「五十万円」に改める。

第三百五十六条第一項中「三万円」を「三十万円」に改める。

第三百五十七条中「三万円」を「十万円」に改める。

第三百 五十八条第一 項 中 「詐偽」 を 「偽り」 に、 「 免 かれた」 を「免れた」に、 「三年」を 「五年」 に

改め、 「若しくは科料」 を削 ŋ 懲役及び罰金」を「これ」に改め、 同条第二項中 「免か れた」 を 「 免

れた」 は第三項」を加え、「外」を「ほか」に、 に、 「こえる」を 「超える」に、「因り」を「より」に改め、 「本条」を「当該各項」に改め、 同条第三項中 同項を同条第五項とし、 第一 項」 の 下 に 同条 又

第二項の次に次の二項を加える。

3 第一 項に規定するもののほか、 第三百八十三条、 第三百八十四条又は第三百九十四条の規定によつて

申告すべき事 項に ついて申告をしないことにより、 固定資産 税の全部 又は 部を免れた者は、 三年以下

 $\mathcal{O}$ ) 懲役若 しく は 五十万円以 下 . (T) 罰金に処し、 又はこれ を併科す

4 前 項 の免れ た税額 が 五十万円を超える場合にお *\* \ ては、 情状により、 同項の 罰金の 額は、 同項の 規定

に か かわらず、 五十万円を超える額でその免れた税額に相当する額以下の額とすることができる。

第三百五十八条に次の一項を加える。

6 前 項  $\mathcal{O}$ 規定により 第 一 項  $\mathcal{O}$ 違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間 は、

同 項  $\widehat{\mathcal{O}}$ 罪 に つ 7 · ~  $\mathcal{O}$ 時 効  $\mathcal{O}$ 期 間 に による。

第三百七十四条第一 項 中 「免かれる」 を 「免れる」 に、 「隠蔽し」 を 「隠蔽し」に、 「五十万円」 を

二百五十万円」 に改め、 同条第三項中 「三十万円」を 「百五十万円」 に改 かる。

第三百七十五 条第一項中「十万円」を「一 年以下 Ď 懲役又は五十万円」に改める。

第三百八十五条第一項中「二十万円」を「五十万円」に改める。

第三百八十六条中「三万円」を「十万円」に改める。

第三百九十五条第一項及び第三百九十七条第一項中「二十万円」を「五十万円」に改める。

第四百四十八条第一項中「五万円」を「三十万円」に改める。

第四百四十九条中「三万円」を「十万円」に改める。

第四百五十一条第一項中「五万円」を「三十万円」に改める。

第四百五十二条第一項中 「詐偽」を「偽り」に、 「十万円」を「百万円」に改め、 「又は科料」 を削り

同条第二項中「十万円」を「百万円」に改め、 同条第三項中「第一項」の下に「又は第三項」 を加え、

外」を「ほか」に、 「本条」を「当該各項」 に改め、 同項を同条第五項とし、 同条第二項の次に次の二

項を加える。

3 第 項に規定するもののほか、 第四百四十七条第一項の規定によつて申告し、 又は報告すべき事項に

つい て申告又は報告をしないことにより、 軽自動車税の全部 又は 部を免れた者は、 五十万円以下の罰

金に処する。

4 前項の免れた税額が五十万円を超える場合においては、 情状により、 同項の罰金の額は、 同項の 規定

12 かかわらず、 五十万円を超える額でその免れた税額に相当する額以下の額とすることができる。

百五 第四百六十条第一項中 十万円」に改め、 同 条第二項中 「免かれる」を「免れる」に、 「免かれさせる」を 「隠蔽し」を「隠蔽し」に、 「免れさせる」に、 「また同項と同 「五十万円」を 様し を 「同項

と 同 [様と] に 改 め、 同条第三項中 「三十万円」 を . 百百. 五. 十万円」 に改める。

第四百六十一条第一項中「十万円」を「三十万円」に改める。

第四百七十一条第一項中 「十万円」を「一年以下の懲役又は五十万円」に改め、 同条第二項中 「刑」を

「罰金刑」に改める。

第四百七十五条の次に次の一条を加える。

(たばこ税に係る不申告に関する過料)

第四百七十五条 のニー 市 町 村 は、 たばこ税の申告納税者が正当な事由がなくて第四百七十三条第 項又は

第二 項 の規定による申告書を当該各項に規定する申告書 1の提出 期限、 までに提出 しなかつた場合において

は、 そ の者に . 対 Ĺ 当 該 市 町村の 条例で十万円以下 (T) 過料を科する旨 (T) 規定を設けることができる。

第四百七十八条第一 項及び第二項中「三年」を「十年」に改め、 同条第四項中 「又は第二項」を 第

二項を加える。

二項又は第四項」に、

「この条」を「当該各項」に改め、

同項を同条第六項とし、

同条第三項の次に次

 $\mathcal{O}$ 

4 第 項に規定するもののほ か、 第四百七十三条第一項又は第二項の規定による申告書を当該 各項 に規

定する申告 書  $\mathcal{O}$ 提 出 期 限ま でに提出 しないことにより、 たばこ税の全部 又は 部を免れ た者 は、 五 年以

下の懲役若しくは五 十万円以下の罰金に処し、 又はこれを併科する。

5 前項の免れた税額が五十万円を超える場合には、 情状により、 同項 の罰金の額は、 同項の規定にか か

わ いらず、 五十万円を超える額でその免れた税額に相当する額以下の額とすることができる。

第四百七十八条に次の一項を加える。

7 前 項  $\mathcal{O}$ 規 定に より 第 項、 第二 一項又は 第四 |項の違| 反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合にお

け る時 効  $\mathcal{O}$ 期間 は、 これらの 項の 罪につい ての時 効の 期間 による。

第四 百八十五条の四第一項中 「隠ぺいし」 を「隠蔽し」に、 「五十万円」を「二百五十万円」 に改め、

同条第三項中「三十万円」を「百五十万円」に改める。

第四百八十五条の五第一項中「十万円」を「一年以下の懲役又は五十万円」に改め、同条第二項中「刑

」を「罰金刑」に改める。

第五百二十二条の次に次の一条を加える。

(鉱産税に係る不申告に関する過料)

第五百二十二条の二 市 町村 は、 鉱産税 の納税者が正当な事由がなくて前条の規定による申告書を同 条に

規定する申告書の提出 期限までに提出しなかつた場合においては、 その者に対し、 当該市町村 の条例で

十万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。

第五百二十三条第一項中「前条」を「第五百二十二条」に、 「且つ」を「かつ」に、「但し」を「ただ

し」に改める。

める。

第五百二十四条中「二十万円」を「五十万円」に、 「但し」を「ただし」に、 「因り」を「より」に改

第五百二十六条第一項中「二十万円」を「五十万円」に改める。

第五百二十八条第一項中「三万円」を「三十万円」に改める。

第五百二十九条中「三万円」を「十万円」に改める。

第五百三十条第一項中「詐偽」を「偽り」に、 「免かれた」を「免れた」に、 「三年」を「五年」に、

「五百万円」を「千万円」に改め、 同条第二項中 「免かれた」を「免れた」に、 「五百万円」を「千万円

に、 「こえる」を「超える」に、 「因り」を「より」に改め、 同条第三項中 「第一項」の下に 又 は第

三項」 を加え、 外」 を「ほか」に、 「本条」 を「当該各項」 に改め、 同 項を同条第五項とし、 同 条第二

項の次に次の二項を加える。

3 第一項に規定するもののほか、 第五百二十二条の規定による申告書を同条に規定する申告書 の提出期

限までに提出しないことにより、 鉱産税の全部又は一部を免れた者は、三年以下の懲役若しくは五百 万

円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 前項 0 免れ た税額 が五百万円を超える場合にお いては、 情状により、 同項の 罰 金  $\overline{\mathcal{O}}$ 額は、 同項の 規定

に かかか わらず、 五百 万円を超える額でその免れた税額に相当する額以下の額とすることができる。

6 前 項  $\mathcal{O}$ 規定に ょ り 第 項  $\mathcal{O}$ 違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の 期間 は、

同項の罪についての時効の期間による。

第五百四十二条第一項中「免かれる」を「免れる」に、 「隠蔽し」を「隠蔽し」に、 「五十万円」を

二百五十万円」に改め、 同条第三項中「三十万円」を 「百五十万円」 に改める。

第五 百四十三条第一 項 中 「十万円」を「一 年以下の懲役又は五十万円」 に改める。

第五 百 八十六条第二項第四 号の 五 中 「第五条第十二項」を 「第五条第十三項」に改める。

第五 百 八十九条第一 項 中 「二十万円」を「五十万円」に改める。

第五百九十一条第一項中「三万円」を「三十万円」に改める。

第五百九十二条中「三万円」を「十万円」に改める。

第六百条の次に次の一条を加える。

(特別土地保有税に係る不申告に関する過料)

第六百条 *⊙* 市町村 は、 特別土地保有税の納税義務者が正当な事由がなくて第五 百九十九条第 項の規

定による申 告書を同 項各号に規定する申 - 告書の 提出 期限までに提出 L なか つた場合にお į١ --は、 そ の者

に 対 当 該 市 町村  $\mathcal{O}$ 条例で十万円以下  $\mathcal{O}$ 過料を科する旨  $\mathcal{O}$ 規定を設けることができる。

第六百三条第一 項及び第二項中「又は第七十三条の二十七の九」 を削る。

第六百四条第一項中「三年」を 「五年」に改め、 「若しくは科料」 を削 り、 懲役及び罰金」を 「これ

に改め、 同条第三項中 「 第 一 項」 の 下 に 「又は第三項」を加え、 「本条」 を 「当該各項」 に改 め、 同項

を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 第 項 に規定するも 0  $\mathcal{O}$ ほ か、 第 五. 百 九十 九 条 第 項 の規定による申 告書を同項各号に規定す る申 告

書 ō 提 出 期限までに 提 出しないことにより、 特 別土 地 保有 税の全部 又は 部を免れた者は、 三年 以下 . D

懲役若 しくは五十万円 以下 の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 前項  $\mathcal{O}$ 免れ た税額が が 五十万円を超える場合には、 情状により、 同項 の罰金の額 は、 同項の規定にか カン

わ らず、 五十万円を超 える額でその免れ た税額に相 当す ·る額以下の額とすることができる。

第六百四条に次の一項を加える。

6 前 項  $\mathcal{O}$ 規定により 第 項  $\mathcal{O}$ 違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時 効  $\mathcal{O}$ 期間 は、

同項の罪についての時効の期間による。

第六百十四 条第一項中 「隠ぺいし」 を「隠蔽し」に、 「五十万円」を「二百五十万円」 に改め、 同条第

三項中「三十万円」を「百五十万円」に改める。

第六百十五条第一項中 「十万円」を「一年以下の懲役又は五十万円」に改め、 同項第一号中「行なう」

を「行う」に改める。

第六百七十五条第一 項中 五 万円」 を \_ 年以下の懲役又は五十万円」 に改める。

第六百七十七条第一項中「三万円」を「三十万円」に改める。

第六百七十八条中「三万円」を「十万円」に改める。

第六百八十二条第一項中「五万円」を「一 年以下の懲役又は五十万円」に改める。

第六百八十三条中「三万円」を「十万円」に改める。

第六百九十一条第一項中 「詐偽」 を 「偽り」に、 「免かれた」 を「免れた」に、 「三年」を「五年」に

「五十万円」 を 百百 万円」 に改め、 「若しくは科料」 を削り、 「懲役及び罰金」を「これ」に改め、 同

条第二項中 「三年」を「五年」に、 「五十万円」を「百万円」に改め、 「若しくは科料」 を削り、 「懲役

及び罰な 金」を「これ」 に改め、 同条第三項 中 「 免 か れた」 を 「免れた」に、 五 十万円」 を 百百 万円」に

「こえる」を「超える」に、 「因り」を「より」に改め、 同 条第四項中 「又は第二項」 を 第 二項又

は第四項」に、 「外」を「ほか」に、 「本条」を「当該各項」 に改め、 同項を同条第六項とし、 同条第三

項の次に次の二項を加える。

4 第 項に規定するも 0 0 ほ か、 第六百八十一条 の規定によつて申告し、 又は報告すべ き事 項について

申 告又 は 報告をしないことにより、 市 町 村 法 定外 普 通 税 の全部又は 部を免れ た納 税者は、 三年 以 下  $\mathcal{O}$ 

懲役若 しく は 五. 一十万円 以 下 の 罰 金に処り し、 又はこれ を併 科 する。

5 前 項  $\mathcal{O}$ 免 れ た税 額 が 五十万円を超える場合にお 7 ては、 情状により、 同 項の 罰 金の 額 は、 同 項の 規定

に か か わ らず、 五十万円を超える額でその免れた税額に相当する額以下の額とすることができる。

第六百九十一条に次の一項を加える。

7 前 項  $\mathcal{O}$ 規定により 第 項 又は第二項  $\mathcal{O}$ 違 反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効

 $\mathcal{O}$ 期 間 は これ らの 項  $\mathcal{O}$ 罪 に つ 7 7  $\mathcal{O}$ 時 効  $\mathcal{O}$ 期 間 に よる。

第六 百 九十六条第一 項中 「免かれる」 を 「免れる」 に、 「隠蔽し」 を 「隠蔽し」に、 「五十万円」 を

百五十万円」 に改め、 同条第三項中 「三十万円」 を 「百五· 十万円」 に改 8

第六百 九十七 条第一 項 中 「十万円」を「一 年以下 Ď 懲役又は 五十万円」に改める。

第七 百条の五十七第一項中 五 万円」を「三十万円」に改める。

第七百条の五十八中「三万円」を「十万円」に改める。

第七百条の六十第一項中「五万円」を「三十万円」に改める。

第七 百条の六十一 第 項 中 「十万円」を 「百万円」 に改め、 「又は科料」 を削り ij, 同 条第二 項 中 前 項

を 「前二項」 に、 同 項」 を 「当該各項」 に改め、 同 |項を同り 条第三項とし、 同 条第一 項の 次に次  $\mathcal{O}$ 項

を加える。

2 前項に規定するもののほか、 第七百条の五十六の規定によつて申告し、 又は報告すべき事項について

申 告又は報告をしないことにより、 狩猟税 の全部又は一部を免れた者は、 五十万円以下の罰 金に処する。

第七百条の六十七第一 項 中 「隠ぺい を 「隠蔽し」 に、 「五十万円」を 「二百五十万円」に改め、 同

条第三項中「三十万円」を「百五十万円」に改める。

第七 百条の六十八第一 項 中 「十万円」 を「三十万円」 に改める。

第七百 一条の六第一 項 中 五. 万円」 を 「一年以下の懲役又は 五十万円」 に改める。

第七百 一条の 七第一 項中 「三年」を 五年」 に、 「五十万円」を 百百 万円」に改め、 「若しくは科料」

を削り、 「懲役及び罰金」を「これ」に改め、 同条第二項中「五十万円」を 「百万円」に、「こえる」を

超える」に改め、同条第三項中「本条」を 「同項」に改め、 同条に次の一 項を加える。

4 前 項 0 規定により 第一項の違反行為につき法人又は人に罰 金刑を科する場合における時効の期間 は、

同 項 0 罪 E 0 **(**) · ~  $\mathcal{O}$ 時 効  $\mathcal{O}$ 期 間 15 による。

第七 百 条  $\mathcal{O}$ +· 九 第 項 中 「 免 か れる」 を 「免れる」に、 「隠蔽し」 を 「隠蔽 に、 五 十万円」 を

「二百五十万円」に改め、 同条第三項中「三十万円」を 「百五十万円」に改める。

第七百一条の二十第一項中 「十万円」を「一年以下の懲役又は五十万円」 に改める。

第七百 一条の三十四第三項第十号の四中 「第五条第十二項」を 「第五条第十三項」に改める。

第七百 一条の三十六第 一項中 「二十万円」 を 「五十万円」に改め、 同条第二項中 「第七百一条の五十六

第三項」を「第七百一条の五十六第五項」に改める。

第七百 一条の三十八第一項中 「三万円」を「三十万円」 に改める。

第七百一条の三十九中「三万円」を「十万円」に改める。

第七百 一条の 四十一 第二項中 「 助 成金」 の下に「その他これに類するものとして総務省令で定めるもの

」を加える。

第七百一条の四十九の次に次の一条を加える。

(事業所税に係る不申告に関する過料)

第七 百 条の 四十九の二 指定 都市 等は、 事 業所税 の納税義務者が正当な事 由がなくて第七百一 条の四十

六第 項若し くは第三 一項又は 第七 百 条  $\mathcal{O}$ 兀 十七 第 項若 しくは 第三項  $\mathcal{O}$ 規定 による申 告書 1をこれ 5 (T)

項に 規定する申 告書  $\mathcal{O}$ 提出期限までに提出 I し な か つた場合においては、 その者に対し、 当該指 定都· 市 等

の条例で十万円以下の 過料を科する旨の規定を設けることができる。

第七百 一条の五十三の 見出 し中 「事業所税」 の 下 に  $\neg$ 賦課徴収」 を加え、 同条第一項中「五万円」を

「一年以下の懲役又は五十万円」に改める。

第七 百 一条の 五. 十四四  $\mathcal{O}$ 見出 し中 事業所税」 の 下 に  $\overline{\mathcal{O}}$ 賦課徴収」 を加え、 同条中 「三万円」を 「十万

円」に改める。

第七 百 条  $\mathcal{O}$ 五. 十六第一項中 「三年」を 五 年 に 改 め、 「若し こくはご 科 料 を削 り、 懲役 及 Ű ) 罰 金

を 「これ」 に改 め、 同 条第四 項 中 前 項」 を 「第 五. 項」 に改 め、 同 項 を同 条第七項 分し、 同 条 第三 項 中

第 項」 の下に 「又は第三項」 を加え、 「本条」を 「当該各項」 に改め、 同 |項を同り 条第五 項とし、 同 項  $\mathcal{O}$ 

次に次の一項を加える。

6 前 項  $\mathcal{O}$ 規 定により 第 項 0 違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の 期間 は、

同 項  $\mathcal{O}$ 罪 に 0 1 7  $\mathcal{O}$ 時 効  $\mathcal{O}$ 期 間 に . よる。

第七百一条の五十六第二項の次に次の二項を加える。

3 第 項 に規定する ŧ O0 ほ か、 第七 百 \_\_ 条の 匹 十六第一 項又は第七百 条の 匹 十七 第 項  $\mathcal{O}$ 規定 によ

る申告書を当該各項に規定する申 -告書 1の提出 期限 までに提出 しないことにより、 事 業 所税 の全部で 又は

部 を免れた者は、三年 以下の懲役若しくは 五十万円 以 下 の 罰 金に処し、 又はこれ を併 科 <u>.</u>する。

4 前 項  $\mathcal{O}$ 免 れ た税 額 が 五十万円を超える場合には、 情状に より、 同 項  $\mathcal{O}$ 罰 金  $\mathcal{O}$ 額 は、 同 項  $\mathcal{O}$ 規 %定にか か

わ らず、 五. + 万 円 を超 える額 いでその 免 れ た税 額 12 相 当す うる額 以下の額とすることができる。

第七 百 条の六・ 十六第一 項 中 「隠ぺ ۲, を 「隠蔽し」 に、 「五十万円」 を 「二百五十万円」 に改い

第七百一条の六十七第一項中 「十万円」を 「一年以下の懲役又は五十万円」に改める。

第七百二条第二項中 「第三百四十九条の三第九項から第十一項まで」を「第三百四十九条の三第十項か

ら第十二項まで」に、 「、第二十七項、第二十九項又は第三十一項から第三十三項まで」を「又は第二十

八項」に改める。

を同 + 項とし、 を 第七百三条の 一項第一号中「第二十項」を「第十八項」に、 ·条第八項とし、同条第十項中「あん分して」を「按分して」 「按分して」 同条中第十二項を第十一項とし、第十三項から第十五項までを一項ずつ繰り上げ、 兀 に改 第六項中 め、 同 「第十六項及び第二十五項」を 1条第八 、項を削 「あん分して」を り、 同 「あん分して」を「按分して」に改め、 条第九 「按分して」に改め、 項中 「第十五項及び第二十三項」に、 「あ に改め、 ん分して」を「按分して」 同項を同 条第九項とし、 同 に 同 項を同条第 「あ 改 条第十六項 め、 ん分して 同 条 同 + 第 項

中

「第十四

項

を

「第十三項」に、

同項を同

条第十五項とし、

同

改め、 二 十 四 て」を 項」 分して」 十二項」に、 同 九 とし、 十四項」 Ļ 「あ |項を同 項中 を「第二十一項」に、 に、 同 ん分して」を「按分して」に改め、同項を同条第十八項とし、 同 [項」を 第二十四項を第二十二項とし、 条第二十項中 「第二十四項」を「第二十二項」に、「第二十三項」を「第二十一項」に、 「按分して」 に改め、 に改め、 同項を同り 「条第二十七項とし、 「第十四項」 「第二十二項」に、 条第二十四項とし、 同項を同条第十九項とし、 同項を同条第二十六項とし、 「その世帯」 に改め、 「第十五項」を「第十四項」に改め、 を 「あん分して」を「按分して」に改め、同項を同条第二十五項とし、同条第二十 「第十三項」に、 同条第三十一項中 同 を「「その世帯」 項を同条第二十三項とし、 「第二十三項」を「第二十一項」に、 同条第二十八項中「第二十四項」を「第二十二項」に、「第二十三項 同条第二十五項中「第二十三項」を 「あん分して」 同条中第二十二項を第二十項とし、 同条第三十項中 「第十五項」を に改め、 を「按分して」に改め、 同 同項を同条第二十八項とする。 同条第二十六項を削り、 項第一号中 「第十四項」 「第二十四項」を 同条第二十一項中「第十五項」を 「第十四項」を 「あん分して」を 「第二十一項」に、 に、 第二十三項を第二十一項 「第二十二項」 「第二十四項」 「あん分して」を 同条第二十七項中 同項を同 「第十三項」に、 「按分して」に 条第十七項と 「あん分し に改り を 「 按 「 第

第七百三条の 五 一の二第 項中 「第七百三条の四第六 項から第八 項まで」 を 「第七 百三条 の四 に 改

及び 第 八項」 及 び 同条第 八項中 市 町 村 民 税  $\mathcal{O}$ 所得 割 (退 職 所得に係 る所得 割を除る く。 第七 百六条

の二第一項において同じ。) の 額 とあるのは 市 町 村民税の所得割 (退職所得に係る所得割を除く。

以下この項及び第七百六条の二第一項において同じ。 の 額 (第七百三条の五の二第二項に規定する特例

対象被保 険者等の市 町村民税 の所得 割 0) 課税標準である総 所得金額に給与所得が含まれてい る場合に お į,

て は、 当該 給与所得 を 所得税法第二十八条第二項の 規定によ つて計算 L た 金 一額の 百分の三十に相当する金

額として計算 た場 合に お け る 市 町 村民 税  $\mathcal{O}$ 所 得 割  $\mathcal{O}$ 額 に相当す うる額。 کے を削 る。

第七 百六条の二第一 項 中 「若しくは第八項」 及び 「又は 市 町 村民 税  $\mathcal{O}$ 所 得割 0) 額」 を削る。

第七 百八条第一 項中 「五万円」を「一年以下の懲役又は五 十万円」 に改める。

第七百十条第一項中「三万円」を「三十万円」に改める。

第七百十一条中「三万円」を「十万円」に改める。

第七 百 + 五 条第 項中 五 万円」 を 年以下の懲役又は五 十万円」 に改める。

第七百十六条中「三万円」を「十万円」に改める。

罰 第二項中「一年」を「三年」に、「十万円」を「百万円」に改め、 項」に、 える」を 金」を「これ」に改め、 第七百二十四条第一 「十万円」 「 外」 「超える」に、 を を「ほ 云百 万円」に改め、 項 中 か 「因り」を「より」に改め、 に、 同条第三項中「免かれた」を「免れた」に、「十万円」を「百万円」に、 「詐偽」 「本条」を を 「若しくは科料」 「偽り」に、 「当該各項」 「免かれた」 を削 同条第四項中 に改り り、 め、 懲役及び を 同 項を同条第六項とし、 「 免 「又は第二項」を 「若しくは科料」 れた」に、 罰金」を 「これ」 一年」 を削り、 同 第二項又は第四 に を「三年」に 条第三 改 「懲役」 め、 項 の次 及び 同 条

4 告又は報告をしないことにより、 くは五十万円以下の罰金に処し、 第 項に規定するもののほ か、 水利地 又はこれを併科する。 第七百十四条の規定によつて申告し、 益税等の全部又は一部を免れた納税者は、一 又は報告すべき事項に 年以下の懲役若 ついて申

に次

のニー

項を加

える。

5 12 カン 前 か 項 わ  $\mathcal{O}$ らず、 免れた税額 五. + が 万円を超える額でその 五十万円を超える場合にお 免 れ た税 いては、 額に 相当する額 情状により、 以下 同項の . D 額とすることができる。 罰 金  $\overline{\mathcal{O}}$ 額 は、 同 項の 規定

第七百二十九条第一

項 中

「免かれる」

を

「免れる」

に、

「隠蔽し」

を

「隠蔽し」に、

「五十万円」

を

第七百三十条第一項中 「十万円」を 「一年以下の懲役又は五十万円」に改 いめる。

第七百三十三条の五第一項中 「五万円」を「一年以下の懲役又は五十万円」に改める。

第七百三十三条の七第一項中 「三万円」を「三十万円」に改める。

第七百三十三条の八中「三万円」を「十万円」に改める。

第七百三十三条の十一 第一項中 「五万円」を 年以下の懲役又は五十万円」 に改める。

第七百三十三条の十二中「三万円」を「十万円」に改める。

第七百三十三条の二十一第一項及び第二項中「三年」を「五年」に、 「五十万円」を「百万円」 に改め

「若しくは科料」を削り、 「懲役及び罰金」を「これ」に改め、 同条第三項中「五十万円」を 百百 万円

に改め、 同条第四項中 「又は第二項」を「、 第二項又は第四項」に、 「本条」を 「当該各項」 に改め、

同 頂を同り 条第六項とし、 同条第三項の次に次の二項を加える。

4 1 第 て申告又は報告をしないことにより、 項に規定するものの ほ か、 第七百三十三条の十の 法定外目的税の全部又は一部を免れた納税者は、 規定によつて申告し、 又は報告すべき事項に 三年以下の懲 ·

役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

5 前 項  $\mathcal{O}$ 免れた税額 が 五十万円を超える場合にお *(* ) ては、 情状により、 同項の 罰 金の 額は、 同 項の 規定

12 か かわらず、 五十万円を超える額でその免れた税額に相当する額以下の額とすることができる。

第七百三十三条の二十一に次の一項を加える。

7 前 項 の規定により第一項又は第二項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効

0 期 間 は これ らの 項  $\mathcal{O}$ 罪 に つい 7  $\mathcal{O}$ 诗 効  $\widehat{\mathcal{O}}$ 期 間 による。

第七百三十三条の二十五第 項 中 「隠ぺ ١, Ĺ を 「隠蔽、 しに、 「五十万円」を 「一百五十万円」

に改

め、同条第三項中「三十万円」を「百五十万円」に改める。

第七百三十三条の二十六第一項中「十万円」を「一年以下の懲役又は五十万円」に改める。

附則第五条の四第一項第三号及び第六項第三号中「第四十一条の十八」 の 下 に 「、第四十一条の十八の

一第二項、 第 四 十一条の十八の三」 を加え、 同条第十三項中 「二十万円」を 「五十万円」 に改 いめる。

附則第 五. 条  $\mathcal{O}$ 几 の二第 一項第二号及び第 五 項第二号中 「第四十一条の十八」 の 下 に  $\neg$ 第四十一条の十

八の二第二項、第四十一条の十八の三」を加える。

附則第一 五. 条  $\mathcal{O}$ 五中 「五千円」 を「二千円」 に改め、 同 条の次に次の一 条を加える。

(寄附金税額控除の対象となる寄附金の特例)

第五 一条の六 租税特別措置法第四条の五第一 項の規定の適用がある場合における第三十七条の二第一項及

び 第二項並びに前条第一項の規定の適用については、第三十七条の二第一項各号列記以外の部分及び第

二項並 びに前 条第一 項 中 「掲げる寄附金」 とあるのは、 「掲げる寄附金 (租税特 別措置法第四 · 条の 五. 第

項

 $\hat{O}$ 

規定

0

適用を受けた同

頃に

規定する利子等の

金額のうち当該

寄

附

金

一の支出

に充てられ

た

ものとし

て政令で定めるところにより 計 算 L た 金 額 に相当す る部分を除く。 )」とする。

2 租 税 特 別措置 法第四 条の 五. 第一 項の規定  $\mathcal{O}$ 適用が、 ある場合における第三百十四 [条の 七 第一項及び第二

項並 びに前条第二項の規定の適用については、 第三百十四条の七第一項各号列記以外の部分及び第二項

並 立びに前れ 条第二項中 「掲げる寄附金」とあるのは、 「掲げる寄附金 (租税特別措置法第四 条の五第一項

 $\mathcal{O}$ 規定 の適用を受け た同項に規定する利子等の金額のうち当該寄附 金 の支出に充てられたものとして政

令で定めるところに ょ の計 算 L た 金 額 に 相当する部分を除く。)」 とする。

附則第六条第 項 中 「平成二十四年度」 を 「平成二十七年度」に、 「すべて」を「全て」に、 「二千頭

に、 に、 第 条第一項」を 一項の を 千五 「すべて」を「全て」に、「二千頭」を「千五百頭」に改め、 「すべて」を「全て」に、「前条第二項の規定にかかわらず」を 規定に 一百頭」 「附則第五条の五第一項」に改め、 かかわらず」を に改め、 同条第二項中 「附則第五条の五第 「二千頭」を「千五百頭」に、 同条第四項中「平成二十四年度」を「平成二十七年度」 項の規定にかかわらず」に改め、 同条第五項中「二千頭」を「千五 「附則第 「すべて」を「全て」に、 五条の五第二項の 同項第二号中 規定に 「前条 百頭 前

か

かわらず」に改め、

同項第二号中

「前条第二項」

を

「附則第五条の五第二

項

に改める。

額 当する金額の合計額」を 税特別措置法」に改め、 附則第八条第三項中 同 「及び租税特別措置 法第六十八条 の九第六項又は第七項」に改め、 法第六十八条の 「以下この項」 同条第四項中 「並びに租税特別措置法第六十八条の九、」に、「「の合計額」を「「並びに を「以下この項及び第六項」に、 九の規定により控除された金額のうち当該連結法人に係る金額 「「加算された金額 同条第五項を同条第七項とし、 (同条第六項又は第七項」を 「次項」 を 「次項及び第六 同条第四 「「加算された金 項の次に次 ハ項」に に 租 相

5 租税 特 莂 措置 法第四十二条の四第六項に規定する中小企業者等の平成二十三年四月一日から平成二十

の二項を加

える。

第二十三条第一項第四号及び第二百九十二条第一項第四号の規定の適用については、これらの 年度の 六年三月三十一日ま 第四十二条の十一(同条第一項、 法 人税額につい での て同法第四十二条の十二第一 間に開始する各事業年度の法人の道府県民税及び市町村民税に限 第六項及び第七項を除く。)及び第四十二条の十二」 項の 規定により控除 された金額がある場合に とあるのは、 り、 当該 規定中「 おける 事業

「及び第四十二条の十一(同条第一項、

第六項及び第七項を除く。)」とする。

6 別 ち当該中小 び第二百九十二条第 事 業年 帰 中 属 小 連結 法 度 0 人税額につい 親法 連結親法人等に係る金額に相当する金額がある場合における第二十三条第一 法 人の 人等の平成二十三年四 道 一項第四号の三の規定の適用については、これらの規定中「、 府 · て租 県民税及び市 税 特別措置法第六十八条の十五の二第一項の 町 村民税 月 日から平成二十六年三月三十一日までの間に開始する各連結 に限 ŋ 当 該 連結事業年度の 規定により控除 連結 法 人税額 第六十八条の十五及 され に係 項第四号の三及 た る 金額 調 整 のう 前 個

び第六十八条の十五 \_ の 二 とあるのは、 「及び第六十八条の十五」とする。

附則第八条の三の次に次の一条を加える。

(特定寄附信託に係る利子等に係る利子割の課税の特例)

第八条の三の二 当分の間、 租税特別措置法第四条の五第五項の規定の適用を受ける同 条第一項に規定す

る利子等については、 同条第 五項に規定する特定寄附信託の受託者が当該利子等を支払つたものとみな

して、利子割に関する規定を適用する。

附則第九条第八項中「平成二十三年六月三十日」を「平成二十六年三月三十一日」に改め、同条中第十

項を削り、 第十一項を第十項とし、第十二項を第十一項とし、第十三項を第十二項とし、 同条第十四 項中

附則第 九条第十四 [項] を 「附則第九条第十三項」に改め、 同項を同条第十三項とし、 同条第十五項を同

条第十四項とする。

附則第十条第一項及び第三項中「平成二十三年六月三十日」を「平成二十五年三月三十一日」に改め、

同 条第四項中「平成二十三年六月三十日」を「平成二十六年三月三十一日」に改め、 同条第五項を削り、

同条第六項を同条第五項とし、 同条第七項を同条第六項とする。

附則第十一条第一項中 「平成二十三年六月三十日」を「平成二十五年三月三十一日」に改め、 同

項を削り り、 同条第三項を同条第二項とし、 同条第四項中 「平成十三年四月一 日から平成二十三年六月三十

日 「まで」 を「現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための地方税法等の一部を

て行 め、 に 別 項 正 二十項中 年六月三十日」を「平成二十五年三月三十一日」に、「まで」を「までの間」に改め、 施 同 カ 改正する法律 法の施行 を同 条第一 項 措 行 ら平 「(当該取得が都 を同 わ 置 同 0 項 条第五 れ 法 五項から第七項までを削り、 成二十五年三月三十一日まで」に、「三分の二」を 日 条第 行の を同 た場合にあつて の一部を改正する法律  $\mathcal{O}$ 「第四 翌 日 条第四項とし、 日の翌日 八項とし、 項とし、 凸 項、 (平成二十三年法律第八十三号。 から平成二十五 第八項、 市 再生特別 同 から平成二十五年三月三十一日までの間に」に、「三分の二」を は、 · 条 第 同条第十三 当該不 同 第九項、 別措置法第二条第五項に規定する特定都 + 項を同条第六項とし、 年三月三十一 条第九項中 (平成二十三年法律第二十四号) 項 動 同条第八項中「平成二十三年六月三十日までに」を「平成二十三年改 第十一 か 産 ら第十八項までを削  $\mathcal{O}$ 価 「平成二十三年六月三十日までに」を 項、 格 日までの間に」に、 以 下 の二分の一)」 第十五項又は第十六項」 「平成二十三年改正 同 . ( ) 条 第 · 「五分の三」 り、 + を加え、 の施行の日から」を加え、 項中 同 「三分の二」 条第 市 「当該 に 改 同項 法  $\dot{+}$ 再生緊急整備 を 九 へを同り という。 取得 め、 項 「第三項から第五項まで又は を ぞを 同 が 同 条第七項とし、 五 「平成二十三年改正 条第 |項を同 地 0) 分の三」 九 下に 0) 域 「五分の三」 五 の区域 施 項とし、 条第三 分の一」 行 「平成二十三 に 都 0 次内にお 改 同 日 市 同 条第十 め、 再 の翌日 に改 の 下 条第 生 法 特 同  $\mathcal{O}$ 1

第七 」 項 」 に改 め、 同 条第二十三項中 同項を 同 条第十項とし、 「平成二十三年六月三十日」 同条第二十一項を同 を「平成二十五年三月三十一日」に改 条第十一 項とし、 同 条第二十二項を同 め、 条第 同

項を同条第十三項とし、

同条に次の三項を加える。

14

限 動 第十 高  $\mathcal{O}$ 十七号) る漁業近 令で定めるもの若しく ŋ, 度化 共 産 農業近代化資金融 同 九条第一 取 価 得 利用に供する施設で政令で定めるものを取得した場合における当該 に関する臨 別表 税 代 格 化資: に  $\mathcal{O}$ .当該: 課 項第四号の規定に基づく資金の貸付けを受けて、 第 税標準 金で政令で定め 施 時 第八号若 通法 措 設 置法 の算定については、 は漁業近代化資金融  $\mathcal{O}$ 取 (昭和三十六年法律第二百二号) 得価 しく 伞 成十二 るも は 類に対する当該貸付けを受けた額の割合を乗じて得た額を価 第 -年法律 九号  $\mathcal{O}$ の貸付  $\mathcal{O}$ 当該1 第五十九号) 下 通法 け又は 欄 取 に掲 昭昭 得が平成二十五年三月三十一日までに行 株式 げ 和四十四年法律第五十二号) る資 第十条第一項若しくは沖 会社 第二条第三項に規定する農業近代化資金で政 金  $\mathcal{O}$ 日 貸付 農林漁業経営の近代化又は合理化 本 政策 け若 金 融公庫 L 施設 Š は 食品 法 O第二条第三項に規 取得に対して課する不 縄 伞 振  $\mathcal{O}$ 成十. 製 興 造 開 わ 過 九 発 格 金 年 れたときに 程 法 融 から控除  $\mathcal{O}$ 管 律 公庫  $\mathcal{O}$ ため 第 定 理 法 五 す  $\mathcal{O}$ 

するも

のとする。

土地 改良法第五十三条の三の二第二項 同 法第八十九 条 の二第三項、 第九 十六条又は第九 十六 条  $\mathcal{O}$ 兀

に お 1 て準 用する場合を含む。 に お *\*\ て読み替えて準 一用 する同法第五 十三条の三第二 項 に 規定する土

地を取得することが適当と認める者が、 同法第五十三条の三の二第一項 (同法第八十九条の二第三項、

第九十六条又は第九十六条の四において準用する場合を含む。以下この項において同じ。) 0) 規定によ

り 換 地 計 画 に お いて定められ た換地であつて、 同法第五十三条の三の二第一項第 一号に掲げ る土地とし

て定めら ħ た t  $\mathcal{O}$ を取得した場合に お け る当該土 地 0 取 得に対 して課する不 動 産 取 得 税  $\mathcal{O}$ 課 税 標 準  $\mathcal{O}$ 算

定に 0 1 7 は、 当 該 取 得 が 平 成二十五年三月三十一 日 までに行わ れたときに限 り、 当 該 主 地  $\mathcal{O}$ 価 格 の 三

分の一に相当する額を価格から控除するものとする。

16 高 齢 者の居住 の安定確保に関する法律 (平成十三年法律第二十六号) 第七条第一項の登録を受けた同

法第五条第 項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅 (その全部又は 一部が \*専ら 住 居

として貸家の 用 に供される家屋をいう。) で政令で定め る t  $\mathcal{O}$ 0 新築を平成二十五年三月三十 日 ま で

に i た場合に お ける第七十三条の  $\dot{+}$ · 四 第 項  $\widehat{\mathcal{O}}$ 規 定 0 滴 用 に つ V 7 は、 同 項 中 住 宅  $\mathcal{O}$ 建 築」 とあ る  $\mathcal{O}$ 

は 高高 齢 者  $\overline{\mathcal{O}}$ 居住 の安定確 保に関する法律 (平成十三年法律第二十六号) 第七条第一 項の 登録を受けた

得が 定めるものに限る」とあるのは「含む」と、「一戸につき千二百万円 同 するために独立的に区 に類する多数の人の居住の用に供する住宅(以下 居として貸家 B法第五1 平成二十五年三月三十一 条第 の用に供される家屋をいう。) 項に規定するサー 一画され、 日までに行わ た一の部分で政令で定めるものにつき千二百万円)」とあるのは ビス付き高 れたときに限り、 で政令で定めるも 齢者向け住宅である貸家住宅 「共同住宅等」という。)にあつては、居住 居住の用に供するために独立的 0 の新築」 (共同住宅、 と、 (その全部又は 「含むものとし、 寄宿舎その他これら 部 に · 区 の用 が 当 一画され 政令 専ら住 該 に供 取 で

た 0 部 分で政会 令で定めるもの につき千二百万円」とする。

を加え、 日 附則第· から平成二十五年三月三十一 附則第十一条の四第 十一条 「平成元年四月一日から平成二十三年六月三十日まで」を「平成二十三年改正法の施 の二第二項中 項中 「助成金」の下に「その他これに類するものとして総務省令で定めるもの」 日まで」に改め、 第三項若しくは第五項」を「若しくは第三項」に改める。 同条第三項及び第四項を削 り、 同 条第 五. 項中 行 次  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 日 表 0) <u>뀾</u>  $\mathcal{O}$ 

+ 上 · 一 号) 欄 に · 掲 げ 第三十九条の三第三項に規定する認定中小企業承継 る計 画 を 「産業活 力の 再生及び 産業 活 動 の革 <del>,</del>新 に関する特 事業再生計 莂 画 措 に、 置法 (平成十 「に係る同 年 表 法 0) 中 律 欄 第 に掲 百三

ょ 8 の産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律(平成二十一年法律第二十九号)の施行 る変更の 認定を含む。 以下この項に お いて同じ。)」に、 「我が 国に お け る産業 活動 0) 革 新  $\mathcal{O}$ 等を図 日 か ら平 るた

成二十三年六月三十日まで」を 「平成二十三年改正法の施行の日 の翌日から平成二十四年三月三十一日ま

で」に改め、 以下この項において同じ」 を削り、 「従つて事業の譲渡若しくは」を 「従つて事 業 0 譲

渡又は」に、 同 表 の下 欄に掲げる者又は 同 表 の上 欄 に掲げる計 画 (同表第二号及び第五 一号の 上 欄 に 掲 げ

る計 一画を除る < o に従 つて同 表  $\mathcal{O}$ 下 欗 に掲げ ,る者 カン 5 事 業の 譲 渡若 しくは 資 産 0) 譲 渡を受けた者」 を 同同

法第三十九条の三第一 項に規定する認定中 小 企業承 継 事 業再生事業者」に、 「それぞれ 同 表  $\mathcal{O}$ 中 欄 に 掲 げ

る」を 「当該計 画に係る同法第三十九条の二第一項の規定による」に改め、 同項の表を削り、 同 項を同条

第三項とし、 同条第六項中 「附則第十一条の四第五項」 を 「附則第十一条の四第三項」 に改め、 同 項 を同

条第四項とし、 同 条に次の一 項を加える。

5 高 齢 者  $\mathcal{O}$ 居住 0) 安定 確 保 に 関す ,る法律等 第七 条第 項  $\widehat{\mathcal{O}}$ 登録を受けた同法第五条第一 項に規定するサー

ピ ス付い き高 齢 者向 け 住宅である貸家住宅 (その全部又は一 部が専ら住居として貸家の 用に供される家屋

ては、 ては、 定めるものについて」と、 ビス付き高齢者向け住宅」という。)の居住の用に供するために独立的に区画された一の部分で政令で は 宅に限る。 居として貸家の用に供される家屋をいう。)で政令で定めるもの(以下この項に 同 おける第七十三条の二十四第 をいう。)で政令で定めるも 法 「高 第 当該取得が平成二十五年三月三十一日までに行われたときに限り」と、 五. 齢 居住の用に供するために独立的に区画された一の部分で政令で定めるものについて)」 者 条第 以下この項及び次項において  $\bar{O}$ 居住 項に規定するサ の安定確保 同項各号中「特例適用住宅」とあるのは の の に関する法律 一項 Ľ,  $\widehat{\mathcal{O}}$ 用に供する土地 規定 ス付き高  $\mathcal{O}$ 「特例適用住宅」という。)一戸について(共同住宅等にあつ 適用については、 (平成十三年法律第二十六号) , 齡者, 向 の取得を平成二十五年三月三十一日までにした場合に け 住宅である貸家住宅 同項中 「特例適用サービス付き高齢者向け 「については」とあるのは 第七条第一 (その全部又 「住宅(政令で定める住 おい て 項の登録を受けた は 特 部 例 とあるの 適 が て 専ら住 用サ つい ]

第十項」 附則第· 十 一 を「同条第八項」に、 条の五第三項中  $\neg$ 「同条第十二項」を 第七十三条の十四第八項」を 同 条第九項」 に、 第七十三条の十四第六項」に、 「場合、 附則第十一条第 項若 同 条

住宅」とする。

備 なつた土地に係る旧慣使用権 くは第十三項」 一項」を 0 対象となつた土 「第七十三条の十四第六項、 を 「場合又は 地 に係る入会権 附 が消滅した場合」を削り、 則第十一 が消 第八項若しくは第九項」に、 条 第 滅し た場合又は 項」 に改 め、 同 「第七十三条の十四第八項、 項第二号に規定す 前条第三項第一 附則第十一条第一項若しくは第十 る旧 号に規定する入会林 慣 使 第十項若しくは第十 用 林 野 整 備  $\mathcal{O}$ 対 象 野 نح 整

三項又は

前

条第三項」を

「又は附則第十一条第一項」

に改める。

項、 を を 附則第 第 「附則第十一条第 又 八項若し + は附則第十一 条の六中 Š は 第 条第一項」に、 九 「第七十三条の 項」に改める。 項」 に、 十四 附 附 則 第十 則第十一条第一項若しくは第十三項、 第八項、 条 第 第十項若 項 若 しくは第十二項」を しくは第十三項又は 附則第十一 附 「第七十三条 則 第 十 条の 条  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ +兀 兀 应 第三項 第三項 第六

附則第十二条第五項を削る。

附則第· 困 難 に 十二条の二の二第一項中 なつてい るもの」 の下に「として道府県の条例で定めるもの」  $\neg$ 玉 0 行 政 人機関 の作成 した計 画に基づく政府 を加え、 の補 「として総務省令で定 助を受けて」 を削 ŋ

80

るもの」

を削る。

附則第十四 条第三項中 「平成二十三年六月三十日」 を「平成二十五年三月三十一日」 に改 め

三第七 削 れ の七 Ļ 増 正 成二十五年三月三十一日まで」 に規定する港湾運送事業者 めるも 附則第· に り、 設 法 仏の施 当 特定 類するものとし の額」を削 した上屋にあ 該 項又は第八項」 同 のを含む。 十五 上屋に 条第 行 許可を受けた者に利用させるための上屋を建設することを目的として設立された法人で政令で定 0 八項中 日の翌日から平成二十五年三月三十一日まで」に改め、 条第一項中 り、 あつて つて が 同条第二項中 て総務省令で定めるも 「の支給を受けて平成二年一月二日から平成二十三年六 を は、 は当該特定上屋に係る固定資 新設し、 「第三百四十九条の三第八項又は第九項」に改め、 「平成二十一 当該 (同法第三条第一号に掲げる一般港湾運送事業の許可を受けた者に限るも ら増設部の に改め、 又は増設し 「第十七項」を「第十八項」に改め、 年 四 分とする。 同項を同条第五項とし、 た流 月一  $\overline{\mathcal{O}}$ の支給を受けて平成二十三年改 日から平成二十三年六月三十日まで」 通 以下この 機 産 能 税又は都市  $\mathcal{O}$ 高 項にお 度化に寄与する上屋として政令で定め 計 同条第九項中 V 7 画 税 「特定上屋」 「及び港湾運送事業法第九条第一項 同条第四項中  $\mathcal{O}$ 課税標準となるべき価 (月三十 正 同条第五項から第七 法 「第三十八項」  $\mathcal{O}$ 施 日まで」 という。 を 行 「第三百四  $\mathcal{O}$ 平 日 を 成二十三年改  $\mathcal{O}$ を 翌 「その他こ るも <del>+</del> 項までを 及 格の八分 日 「第二十 九条 び か のと ら平 0 ٦  $\mathcal{O}$ 

八 第十 項」 に、 項を第八項とし、 「第四十六項」 第 を 十二項を第九項とし、 「第三十五項」 に改め、 同 条第十三項中 同項を同 条第六項とし、 「第二十九項」を「第二十一項」 同条中 第十項を第七 項とし に改

め、

同項を同条第十項とし、

同

項の次に次の一項を加える。

11

資産  $\mathcal{O}$ 十六年三月三十一 法 日 固定資産税 ることとなつた年度から五年度分の固定資産税に限 に規定する高 ン放送 (課税) 放送法第二条第三号の三に規定する一般放送事業者が、 (平成十一年法律第六十三号)第五条第三項に規定する認定計画に従つて実施する同法第二条第三項 税 標準 の課税標準となるべき価 (放送法第二条第二号の は、  $\tilde{O}$ 度テレ 課税標準となるべき価格の二分の一、第二号に掲げる設備にあつては当該設備に係 第三百 日 ま ビジョン放送施設整 四十 での 九条の二の規定に 間 に新設 一格の四分の三(当該設備のうちデジタル信号により送信されるテレ 五. に規定するテレ L た次に掲げ 備事業により平成二十三年改 かかか わらず、 る設備 ビジ り、 第一号に掲げる設備にあつては当該設備 彐 で政 ので、 高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置 当 該 ン放送をいう。 令で定めるも 設備 に対 Ē し 法 て新たに固 0  $\mathcal{O}$ 施 を受信することが に 対 行  $\mathcal{O}$ L て 日 定資産 課する  $\mathcal{O}$ 翌日 税 固 か I定資. 木 が ら平成二 難 る 課され に ビジ を認 固 係 産 定 る 税

8

られる地域として総務省令で定める地域を対象とするも

平成二十三年改正

法の施行

 $\mathcal{O}$ 

日

 $\mathcal{O}$ 

翌日

から平成二十四年三月三十一日までの間に新設されたものにあつては、 当該設備に係る固定資産税 の課

税標準となるべき価格の二分の一)、第三号に掲げる設備にあつては当該設備に係る固定資 産 一税  $\mathcal{O}$ 課 税

標準となるべき価格の四分の三(当該設備のうち平成二十四年四月一日から平成二十六年三月三十一日

までの間に新設されたものにあつては、当該設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の五分の

四)とする。

高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法第二条第二項第一号に規定する無線設備 (次号にお

て 「無線設備」という。) のうち小規模なものとして総務省令で定めるもの (次号において 「小規

模無線設備」という。)

1

二 小規模無線設備以外の無線設備

三 高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法第二条第二項第二号に規定する放送番組を制作する

ための設備

附則第· + 五条中第十 四 項から第十六項までを削り、 第十七項を第十二項とし、 第十八項を削 り、 同 条第

+ -九項中 「充電し若しくは」を削り、 「充てんする」 を「充塡する」に、 「平成十五年四月一日 か から平成

三十一日」に改め、 二十三年六月三十日まで」を に改め、 同 項 を同 同項を同条第十四項とし、 条第十三項とし、 同 条第二十項中 同条第二十一項を同条第十五項とし、同条第二十二項 「平成二十三年六月三十日」を 「平成二十 茁 年三月 を削 で

り、 同条第二十三項中 「第十四項又は第二十八項」を 「第十五項又は第二十七項」に改め、 同項を同

十六項とし、 同 条第二十 -四項中 「平成二十一年四月 日から平成二十三年六月三十 日まで」 を 「平成二十

三年改 正 法  $\mathcal{O}$ 施 行  $\mathcal{O}$ 日 か . ら平成1 二十五年三月三十一 日 こまで」 に、 「第四十 項」を 「第三十項」に、

二十六項 分の一」 を削 を 「三分の一」 り、 同条第二十七項中「平 に改 め、 同 項を同り 成十二年四月一日から平成二十三年六月三十日まで」を 条第十七項とし、 同条第二十五 項 を同 条第十八項とし、 平 同 成二 条第

十三年改正法の施行の 日の翌日から平成二十五年三月三十一日まで」に、「第二十九項」を「第二十一項

四四 分の一」 を 「三分の一」 に改め、 同項を同条第十九項とし、 同条第二十八項を同条第二十項と

Ļ 同 条第二十 ·九項中 「軌道経 営者」 の下に 「(以下この項におい . て 「鉄道 事業者等」 という。 を加

え、 平 成十七年四 月 日 か ら平成二十三年六月三十日まで」を 「平成二十三年改 正 法  $\mathcal{O}$ 施 行  $\mathcal{O}$ 日  $\mathcal{O}$ 翌. 日

から平成二十五年三月三十一日まで」に、 「二分の一」 を「三分の二(総務省令で定める小規模 な鉄 道 事

則第一 第五 六月三十日」を +置法第二十九条第一項第一号」に、 二十一項とし、 借して、 業者等が 二十三年法 定する認 の二分の一) L 再生特別措置法 四項とし、 た 項に規定す 条第二号に掲げる規定 のにあつては、 3当該 これを 定運 律第九号。 営者が」 同条第三十四項を同条第二十五項とし、 車 る特 に改め、 事 の一部を改正する法律 同条第三十項を同条第二十二項とし、 両 平 業 を、 -成二十五年三月三十一日」に、 定 0 を 当 都 取得して、 用に供する場合におい 以下この T該家 同項を同条第二十三項とし、 市 「港湾法及び特定外貿 再生緊急整備 の施行の際現に平成二十三年港湾法等改正法第二条の規定による改 屋 項及び第三十七 及び 又は取得 償却資産に係 「二分の一」を (平成二十三年法律第二十四号) の施行の日」に、 地 域 した後に当該 で施 ては、 頃に 埠 頭 る 行 当 され 固 お  $\mathcal{O}$ 五 「同法第二十九条第一項第二号」を 管理 同条第三十一項中 該 *(* \ 同条第三十五項中 同条第三十二項を削り、 定資産税又は都 7 車 た同法第二十五 分の三(当該家屋 車 両を他 運営に関する法 両 平  $\mathcal{O}$ 成二十三年港湾法等改 価 の者に譲渡 格  $\mathcal{O}$ 市 五分の三) 計 条に規定す 「平成十五年四月 「港湾法第五十条の四 律 画 及 の 一 び 税 Ĺ 償却資産 同条第三十三項を同  $\mathcal{O}$ \_ 部 課 当該者か に を改正する法 税標準となるべ る認定事 改 É 法 のうち め、 都 、ら当 日 「平成二十三年 という。 業 市 同 第六 同 に 再生特 項 該 近前 律 を を 法 車 ょ き価 第二条 同 項 両 条第二 り 都 ( 平成 に規 取 別 条 を賃  $\mathcal{O}$ 附 港 得 措 市 第 格

その使用する電子計算機を相 五. 項 平成二十五年三月三十一日」 三月三十一日」に改め、 等改正法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日」に、 8 指 湾法第五 であるも 第三十二項とし、 同 条第三項」 項とし、 条中第三十 中 の港湾法等の一部を改正する法律 定特定 「第四· 一十条の *の* 重要港湾」 同条第四十三項中「平成二十三年度分」の下に「及び平成二十四年度分」を加え、 十六項」を に、 を加え、 九項を削 四第六項に規定する認定運営者であるものが、 同条第四十四項中 「電 を り、 気 同 「第三十五 「指定港湾」に、 (通信 同項を同条第二十六項とし、 条第二号」を 第四十項を第二十九項とし、 に改め、 互に電気通信 設備を地 項」 (平成十七年法律第四十五号)の施行の日」を「平成二十三年港湾法 「営む者」の下に「で資本金の額又は出資金 方公共団体 に、 同 項 てに 回線 を同条第二十七項とし、 「第九項」 電気通 おいて」を で接続して情 総合行政ネ 信基盤 を 同条第三十六項中 第四十一項を第三十項とし、 「であるものにお 「第六項」 充実臨 「平成二十三年六月三十日」を「平成二十六年 ット 報  $\mathcal{O}$ 同号に掲げる規定 時措 · ワ 電磁的方式 ĺ に改め、 同条第三十七項を削 置法 ク 「平成二十三年六月三十日」を「 (すべての いて」 平 同 (第七 -成三年: で項を同り に、 の施 の額が一 地 百四十八条第 第四十二項を第三十 方 法律第二十七号) 条第二十八項とし、 行の際現に」 公共! り、 港 湾 億円以下の法 団 同 0 体 同項を同条 活性 条第三十八 に 項に規 化 お  $\mathcal{O}$ 7 第 た 7 人

第四号に掲げる設備 三年六月三十日」を「平成二十五年三月三十一日」に、 基盤充実臨時措置法の一 を確保するために特に必要となる設備で総務省令で定めるもののうち、」を 月三十日」を「平成二十四年三月三十一日」に改め、 同法第二条第二項に規定する高度通信施設整備事業により」に、「平成二十一年四月一日」を  $\mathcal{O}$ 定する電 項に 「三分の二」 おいて同じ。)に接続する場合において、 磁的方式をいう。) を 「四分の三」に改め、 (これと同 部を改正する法律 による流通及び情報処理を行うため 時に設置する同項第一号に掲げ 同項を同条第三十三項とし、 (平成二十三年法律第五十九号) 地方公共団体総合行政ネットワ 同項を同条第三十四項とし、 「新たに取得したもの」 る設備を含む。) の情報 同条第四十五項中 通 信ネットワ の施行 「認定計 で政令で定めるも を ĺ クの 同条第四十六項を同条 の目」に、 「新設 ĺ 画に従つて実施 安全性 クをいう。 「平成二十三年六 した同条第 及び 「電気通信 「平成二十 信 *Ø*) ∟ 以下こ する 頼 に 項 性

36 特定 特殊 自 動車 排 出 「 ガ ス  $\mathcal{O}$ 規制等に関する法律 (平成十七年法律第五十一号) 第二条第一項に規定 す

第三十五項とし、

同条に次の二項を加える。

る特定 特 殊 自 制等に関する法律第十二条第一 動車 (道 路運 送 車 両法第三条に 項又は第二項の 規定する小 型特 殊 規定により同条第 自動車を除く。) のうち特定 項に規定する基準 特 殊 自 動 車

排

出ガ

ス

0)

規

適

合

合表 つて、 に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から三年度分の固定資産税に限り、 るものにあつては、平成二十三年四月一日から平成二十五年九月三十日までの間) 表示で総務省令で定め 対して課する固定資産税の課税標準は、 示 平成二十三年四 車 に係る固定資 るも 全税 月 一 日 0 のが付され 課税標準となるべき価 から平成二十四年九月三十日 たもの 第三百四十九条の二の規定にかかわらず、 (以下この | 格 の り項にお 五分の三の額とする。 までの いて 間 「基準適合表示車」 (基 準 適合表示車のうち政令で定 当該基準 に取得されたも という。 当該基準適 適合表示 であ のに 車 8

37 規定する特例港湾運営会社を含む。)が同法第二条第二項に規定する国際戦略港湾又は同項に規定する 項 港湾  $\widehat{\mathcal{O}}$ 規定により適用される場合を含む。) 法 第四 十三条の + 第十二項に規定する港湾運営会社 の規定により 港湾運営会社とみなされ (同 法 附 則第二十六項 る同 (同法附則第三十 法附則第二十項に

府 け 規 玉 に係 定す 際  $\mathcal{O}$ 補 拠点港湾で政令で定めるもの る国 る資 助で 金  $\mathcal{O}$ 総務省令で定める 貸付け若しく の貸付けを受けて平成二十三年港湾法等改正法附則第一条第二号に掲げる規定 は 特定外貿埠 もの又は同 (以下この項において「特定国際拠点港湾」という。) 法第五十五条の七第一項若 頭  $\mathcal{O}$ 管理運 営に 関 する法語 律第六条第一 しくは同法第五十五条の 項に 規定する に 0 政 八 お 施行 いて、 府 第一項に  $\mathcal{O}$ 貸付  $\mathcal{O}$ 政 日

課税! 戦 該 か こととなつた年度から十年度分の する固定資産税又は都市計 る家屋 S家屋1 略 項 ら平成二十五年三月三十 港湾に 標 の規定にかかわらず、 一及び 及び 準となるべ 償却資 お 償却資産で政令で定め 7 、 て 取 き価 産 に係る固定資産税 得された 格 の二分の 当該家屋及び償却資産に対して新たに固定資産税又は都市計画税 画税の ŧ 日までの間 0 課税標準は、 るもの 12 固定資 あ  $\mathcal{O}$ 又は 額とし、 つては当該家屋及び償却 産税又は に取得した港湾法第二条第五項に規定する港湾施設 (第三十 都市計 特定 第三百四十九条、 画 都 五 市 税の 玉 項 計 際  $\hat{O}$ 規定 課税標準となるべき価格 拠点港 画税に限 0 湾に 資 適用を受け 第三百四十九条の二又は第七 産 り、 に係 お 7 同法第二条第二項に規定する国 7 る 、取得され るも 固定資 のを除く。 ħ の三分の二の 産 たも 一税 又 は  $\mathcal{O}$ に 都 に が あ 市 0) 課され 対対 用 額とする。 つ 計 百二条第 7 に供 L 画 は 税 て 際 る 課 す  $\mathcal{O}$ 

項、 改 第二十九項」 Ī 附 附則第十五条の二第一項中 i則第· 法 前条第二十九項」  $\mathcal{O}$ 施行の日 十 五 条の を 「前条第二十一項」に改め、 八第三 の翌日から平成二十五年三月三十一日まで」に改め、 を |項中 「第十三項 「第十二項若しくは第十四項」を「第十三項若しくは第十五項」に、 平 成 十 から第十五項まで若しくは第二十七項、 年 匹 月一 同条第二項中 日 カン ら平成二十三年六月三十日まで」 「第十二項から第十四項まで若しくは第二十八 「三分の二に相当する額及び」 前条第二十一 を 項」 平 に改める。 成二十三年 前 0) 条

る第 下に 種 市 街 地 再開発事 業の施行に伴い与えられた場合においては、 当該合算額 の四分の一に 相当す る額

)」を加え、 同条第四項中 「高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成十三年法律第二十六号)の施行

0 日」 を 「高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律(平成二十三年法律第三十二号

の施行

の目」に、

「平成二十三年六月三十日」を

「平成二十五年三月三十一日」に、

「同法第三十四条

に 規定する高 齢 [者向け優良賃貸住宅] を 高 脱者の居住の安定確保に関する法律第七条第 一項  $\mathcal{O}$ 登録を受

け た同 法第五 条第一 項に規定するサービス付き高 齢 者 向 け 住 宅」 に改め、 同 条第 五. 項中 「平成二十三年六

月三十日」を「平成二十五年三月三十一日」に、 「あるのは、 を 「あるのは」に改め、 「掲げる者」」

の下に「と、「三分の一に相当する額 (当該家屋が同法第二条第一号に規定する第一種市街地 再開発事業

の施行に伴い与えられた場合においては、 当該合算額の四分の一に相当する額)」とあるのは 「三分の一

に 相当する額」」 を加える。

附則第十六条の二第三項から第五 項までを削り、 同条第六項中 「平成二十三年六月三十日」を 「平成二

十五年三月三十一日」に改め、 同項を同条第三項とし、 同条第七項を削り、 同条第八項中 「前各項」 を

前三項」に改め、同項を同条第四項とする。

第十項」に、「第二十三項、第二十四項、第二十九項、第三十二項及び第三十三項」を「第二十四項及び 項及び第三十五項」に改める。 及び第四十六項」 第二十三項」に、 第二十八項」に、 附則第十七条の二第五項の表及び第六項の表中「第三百四十九条の三第九項」を「第三百四十九条の三 を 「第三百四十九条の三第十一項及び第二十七項」を「第三百四十九条の三第十二項及び 「附則第十五条第九項、第二十三項、 「附則第十五条第六項、 第十六項、 第二十四項、 第三十三項、 第三十八項、 第二十八項、 第二十九項、 第四十項、 第四十三項 第三十二

三年分」を「平成二十五年分」に改め、同条中第五項を削り、第六項を第五項とする。 附則第三十三条第四項中「平成二十三年六月三十日」を「平成二十五年三月三十一日」に、 「平成二十

五 四に、 及び第七百六条の二第一項」に改め、 附則第三十五条の六及び第三十五条の七中「第七百三条の四第六項から第八項まで」を「第七百三条の 「これらの規定 (第七百三条の四第七項を除く。)」を 同条第八項中 「同項各号」とあるのは 「第七百三条の四第六項、 「第三百十四条の二第 第七 百三条の

一項各号」と」を削る。

匹 譲 第 八項」 渡所得の金額」 附則第三十六条第 に改め、 及び 第八項」及び کے 同 条 を削り、 第 項中 八項中 「第七 同 「 及 び  $\overline{\phantom{a}}$ 条第二項中 百三条の四第六項か 同条第八項中 山 林 所得金額」 「第七百三条 「及び山林所得金額」とあるのは . ら第: とあ る の四第六項から第八項まで」を 八項まで」を 0) は 「 及 び Щ 「第七百三条の 林 :所得: 金 額 「及び山林所得金 並 四 び に 「第七 に 控 改 除 百三条 後  $\mathcal{O}$ 額並 長期  $\mathcal{O}$ 

に、 び 第七百六条の二第一 附 則第三十 「これ 5 七 0 規定 条及び第三十七条の二中 (第七 項」に改め、 百三 条の 四第 同 七 「第七百三条 条第八項中 項を除く。  $\mathcal{O}$ 同 匹 を 「項各号」とあ |第六項か 「第七 ら第八項まで」を 百三条の るのは 兀 第 「第三百十四条の二 六 項 「第七 第七 百三 百三条の四」 条 第  $\mathcal{O}$ 一項 五. 及

各号」と」を削

る。

び

こに控除な

後の

短

期譲

渡

所得の金額」

と」を削る。

を 第十四項」に、 第十二項」 附則第三十八条中 同 · 条第十-を 九項」 同 「同条第十 条第十一項」に、 に、 「同条第十項」 九 「第十五 項 反び 項」 を「同条第九項」に、 第二十 同 を 条第十三項」 · 項 」 「第十四 を 同同 を 項」 条第十七項及び第十 同 に、 「同条第十一項」 条第十二項」に、 第十五 一項の」 八項」 を 「同条第十項」に、 同 に、 を 条第十五項」 第十四 同 条第二十一 |項の| を 同 「同条 項 に、 条

同 条第三十一 項」 を 同 条第二十八項」に、 「第二十四項」 を「第二十二項」 に、 「第十二項及び第二

十一項」を「第十一項及び第十九項」に改める。

六項」 改 第十八項」に改め、 に改め、 百三条 め、 に 附則第三十八条の二第二項中 改 同条第五項中 を 同 Oめ、 項を同 四第十 同 「第五項」に、 項を 同 項 -四項」 を同 同 条第四項とし、 条第五項とし、 「第七百三条の四第十項又は同条第十一項」を「第七百三条の四第九項又は第十項」に 同項を同条第八項とし、 条第六項とし、 を 「第七百三条の四第十九項又は同条第二十項」を 「第七百三条 同条第六項中 「第七項」を 同 6条第七 同条第章 の四第十三項」 · 項 中 八項を削 同条第十一項中 「第六項」に改め、 「第七百三条の四第十四項」 「第七 り、 に改め、 百三条 同 0 「第六項」を 兀 九 同項を同条第七項とし、 項中 第十四 同条中第三項を削り、 「第六 項 を 「第五項」に改め、 「第七百三条の四第十 項」 を 「第七百三条 「第七百三条 を 「第五 同 第四項を第三項と · 条第· 、 の 四 項」 0 + 四第十三項 第十三項」 同項を同条 七 項 項 中 文は 第七 「 第

附則第三十八条の三中 同 条第十三項」 を 「同条第十二項」 に改 らめる。

第九項とする。

附則第四十一 条第三項中 第七十三条の二十七の八」 を削り、 附則第十五条第九項」 を 「附則第十

いう。 7 整 同 五. み替えて準用する整備法第百六条第一 備法第百二十一 条第十一項中 項 条第六項」 「設 立  $\widehat{\mathcal{O}}$ 規 第十一 登記」 定に 項において同じ。)のうち退職金共済事業を行う法人であつて政令で定めるもの」 に改め、 より存続する一 という。 「(整: 条第 備法第四十条第一項の規定により存続する一 同条第 項に をし 般社団 お 四項中 た **(**) もの て 読 法 「を除く。 項の登記 人又は み替えて準用 をいう。 \_ \_ 般財 以下この (第十一項において の 下 に する整備 寸 法人で 項にお 「及び あつて 法 いて同じ 第百六条第 移行 般社団法人又は 整備法第百二十 「設立登記」という。) ľ 一般社団法 項  $\widehat{\mathcal{O}}$ を削 登記 人等 一条第 る。 一般財団法 (整備: (以下この 項に をしたも 法第四 人であつて り項にお を加え、 お + 1 のを て 条第 読 1

(地方税法等の一部を改正する法律の一部改正)

第二条 改 備 1 め、 7 を図 附則第三条第五項及び第六項中「平成二十三年十二月三十一日」を「平成二十五年十二月三十一 「平成二十三年改正法」という。) 地方税法等の一部を改正する法律(平成二十年法律第二十一号)の一部を次のように改正する。 る 同 条第 た め 0 八 項中 地 方 税法等の 「新法第三十七条の二」 部を改正 する法律 による改正後の地方税法第三十七条の二」 を「現下の厳 (平成二十三年 しい 経済状況及び雇用情 法 位律第八· 十三号。 に、 附 勢に対応して税 則 第 第四 八条第六 + 条 項 月 に 制 が 十 に  $\mathcal{O}$ 整 お

八の三」」を 「同条第三項」」に、 「第四十一条の十八の三並びに」 を 「同条第三項及び」 に改 同条

第十二項及び第十九項中 「平成二十三年十二月三十一日」を「平成二十五年十二月三十一日」に改め

附則第八条第六項中 「新法第三百十四条の七」を「平成二十三年改正法による改正後の地方税法第三百

+ 四条の七」に、 「第四十一条の十八の三」」を「同条第三項」」に、「第四十一条の十八の三並びに」

を 「同条第三項及び」に改め、 同条第十項及び第十七項中 「平成二十三年十二月三十一日」を「平成二十

五年十二月三十一日」に改める。

附則第三十条第二項中 「平成二十三年十二月三十一日」を「平成二十五年十二月三十一日」に改める。

第三条 地方税法等の一部を改正する法律(平成二十二年法律第四号) の一部を次のように改正する。

附則第一条第七号中「並びに同法附則第三十五条の二の二第二項の改正規定及び同法附則第三十五条の

三の次に一条を加える改正規定」、 「第九項並びに」及び 「及び第十項」を削り、 同号の次に次の一号を

加える。

七 つ 二 第一 条中 地方税法附則第三十五条の二の二第二項の改 正規定及び同法附則第三十五 条 の三の次

に — 条を加える改正規定並びに附則第三条第九項及び第十条第十項の規定 平成二十七年一 月一日

附則第三条第九項及び第十条第十項中 「平成二十五年度」 を「平成二十七年度」 に改める。

(航空機燃料譲与税法の一部改正)

第四条 航空機燃料讓与税法 (昭和四 十七年法律第十三号)の一部を次のように改正する。

附則第二項を次のように改める。

(航空機燃料譲与税の譲与額の特例)

2 平成二十三年度から平成二十五年度までの各年度分の航空機燃料譲与税に限り、 第一 条第一 項及び第

三条第一 項  $\widehat{\mathcal{O}}$ 規定 0 適用については、 これらの規定中 「十三分の二」 とあるのは、 「九分の二」 とする。

附則第三項から第六項までを削る。

(地方法人特別税等に関する暫定措置法の一部改正)

第五条 地方法人特別税等に関する暫定措置法 (平成二十年法律第二十五号) の一部を次のように改正する。

第二十四条第一 項 中 「二十万円」を 「五十万円」に改め、 同条第二項中 「及び第三項」を 第三項及

び第五項」に改める。

第二十五条第一 項 中 「二十万円」 を 「五十万円」 に改め、 同条第二項中 「若しくは使用人」 を 使用

## 人」に改める。

第二十六条第 項中「二十万円」を「五十万円」に改め、 同条第二項中「若しくは使用人」 を 使用

## 人」に改める。

第二十七条第一項中「含む」の下に「。 第三項において同じ」を加え、 「又は代理人若しくは」を「、

代理人、」に、 「五年」を「十年」に、 「五百万円」を「千万円」に改め、 同条第二項中 五 百 万円」を

「千万円」 に改 め、 同 · 条第| 五項中 「第三項」 を 「第五 項」 に改め、 同 項を 同 条第七項とし、 同 [条第四 項 中

条第三項中 第 項」 「若しくは使用人」 の下に 「又は第三項」 を を加え、 使用人」に改め、 同 項」を 「これらの 「第一項」の下に 項 に改 め、 「又は第三項」を加え、 同 項 を同り 条第六項とし、 この 同

条」 を 「当該各項」に改め、 同項を同条第五項とし、 同条第二項の次に次の二項を加える。

3 第 項に規定するもののほか、 第十一条の規定により地方税法第七十二条の二十五第一項、 第七十二

条の二十八第一 項又は第七十二条の二十九第一項若しくは第三項の規定による申告書と併せて提出 しな

け ń ばならない第十 条の 規定による申告書を当該各項に規定する申 告書  $\mathcal{O}$ 提 出 期限 内に · 提 出 L な いこ

とにより、 地方法人特別税 の全部又は一部を免れた場合においては、 法人の代表者、 代理人、 使用人そ

 $\mathcal{O}$ 他 の従業者で、 その 違 反行 為をし た者 は、 五. 年以下の 懲役若し くは 五. 百 万円 以下  $\mathcal{O}$ 罰 金に 処 又は

これを併科する。

4 前 項 0 免れ た税額 が五百万円を超える場合にお いては、 情状により、 同 |項の罰 金の 額は、 同 項の 規定

に か か わ らず、 五. 百 万円を超える額でその免れた税額に相当する額以下の 額とすることができる。

第二十八条第 項 中 「隠ぺい j を 「隠蔽し」 に、 「五十万円」を 「二百五十万円」 に改め、 同条第三

項中「三十万円」を「百五十万円」に改める。

第二十九 条第 項中  $\overline{+}$ 万 円 を 年 以 下  $\mathcal{O}$ 懲役又は 五. + 万 円 一 に改 8 á.

第三十条中「二十万円」を「五十万円」に改める。

第三十一条中 調 査 の 下 に  $\neg$ (不服申立てに係る事件の審理のための調査及び地方法人特 ·別税 0 犯則

事 件  $\mathcal{O}$ 調 査を含む。) 若 しくは 租 税条約等 の実施 に伴う所得税法、 法 人税法及び 地 方税法 の特 例等に関 関 す

る法 律 (昭 和 匹 十四四 年 法 (律第) 兀 十六号) 0) 規定に基づい て行う情 報  $\mathcal{O}$ 提 供  $\mathcal{O}$ ため  $\mathcal{O}$ 調 査 に . 関 す る事 務 又は

地 方法 人 特 別 税  $\mathcal{O}$ 徴 収 を加え、 「その」 を 「これらの」に、 「三十万円」 を 百百 万円」 に改める。

附則

## (施行期日)

第一 条 この法 はは、 公布の日から施行する。 ただし、次の各号に掲げる規定は、 当該各号に定める日から

施行する。

+ 条の 正  $\mathcal{O}$ 六十四第一項、  $\mathcal{O}$ 十二条の十一、第七十二条の三十六から第七十二条の三十八まで、第七十二条の四十九の三、第七十二 百九、 規定、 第七· 五十七、第七十一条の六十一、第七十一条の六十二、第七十二条の八、 条第二項、 第一条中地方税法第二十二条、第二十四条の二第一項、第二十七条、第三十条、第三十一条、第四十 四十九 第 十 一 項、 第七十二条の百十、 同 法 の六第一項、第七十二条の五十六、第七十二条の五十七、第七十二条の六十、第七十二条の 条の二十一、第七十一条の三十七、 第五· 第七十二条の九十二第一項、 第五十条及び第五十三条第三十項の改正規定、 第七十二条の六十九、 + -四条、 第六十二条、 第七十三条の九第一項、 第七十二条の七十第一項、 第六十九条、 第七十二条の 第七十一 第七十三条の十一第一項、 第七十条、 九十 条の四十一、 芄 同法第五十三条の二の次に一条を加える改 第七十二条の 第七十二条の八十五、 第七十一条の十六、 第七 第七十二条の十第一項、 十一条の四十二、第七十一条 百 第七十三条の十二、 二第 第七十一条の二十 第七十二条の九 項、 第七十二条 第七 第

第七十四条の十五、 十八 第百十七条第 百三十七条、 項、 第八十条第一項、 第 第百 兀 十四 第百三十八条第一項、 項の改正規定、 条の二十二第一項、 第八十一条、 第七十四条の十八、 同法第百二十四条の次に一条を加える改正 第八十五条第一項、第八十六条、 第百 第百 第七十四条の二十八、第七十四条の二十九、第七十八条第一項 匹 匝 十四条の十二、 十四条の二十五第二項 第百四 十四四 第九十五条、 第百 条の十七、 規定、 四十四 第百 第九十六条第 条の二十六第 同法第百二十七条、 四 十四 条  $\mathcal{O}$ 一項及び 十九 項、 第 第 第 法

十四条の四十一、第百四十四条の五十二、 百 四十 第百 四条の二十八、 十六条第一項、 第百四十四条の三十三、 第百五十八条第一項、 第百四十四条の五十三、第百五十三条第一項、第百 第百 第百五十九条、第百六十条、第百六十八条、 四十四条の三十七、 第百四十 四条の三十 九 第百六十九 五十四条 第 百 兀

条第一 条の二、 項、 第百九十二条、 第百八十六条第一 第二百 項、 一条、 第百八十七条、 第二百二条第一 第百八十九条第一項、 項、 第二百六十 五 第百九十一条第 条第 項、 第二百六 一項、 第百 十七条第 九十

項、

第二百六十八条、

第二百七十二条第一

項、

第二百七十三条、

第二百八十一条、

第二百八十六条、

条 項、 条 百四十二条、 五. 第三百十七条の七第一項の改正規定、 限る。)、 第二百八十七条第一項、 十五条第一項、 第三百二十一条の九、 百七十五条の次に一条を加える改正規定、 十八条、 **の**  $\mathcal{O}$ 第三百三十三条第 百二十 改 五. 第四百五十二条、第四百六十条、第四百六十一条第一項及び第四百七十一条の改正規定、 の改正 Ē 規定、 第三百七十 应 条、 同法第三百十七条の五の改正規定(「三万円」を「十万円」に改める部分に限る。)、 第五百四十三条第一項、 一規定、 第五 第三百 同法第三百 匝 百二十六条第一 同法第五百二十二条の次に一条を加える改正 項、 一 条、 九十七条第一 第三百二十四条、 第二百九 第三百五 第三百七十五 十七条の 十四条の二第一項、 十四 項、 項、 四第一 同法第三百二十一条の八の二の次に一条を加える改正規定、 第五百八十九条第一 第五 条第 第三百二十八条の八、第三百二十八条の十六、 第四百四十八条第一項、 条第一項、 同法第四百七十八条、 項の改正規定 百二十八条第 項、 第三百 第三百 第二百 (「二十万円」 八十五 項、 五. 一項、 十六条第一 九十九条、 第五百九十一条第一 第四百 第五 第四 規定、 条第一 百 百 を 項、 項、 第三百 二十九条、 同法第五百二十三条第 八十五条の四及び第四 四十九条、 「五十万円」 第三百 第三百五十七 条第 第五 項及び第五 第四百五十 八十六条、 に改め 第三百三十二条 項及び第三百二 百三十条、 条、 る部 百九十二 百八十五 同法第四 第三百 第三百 項、 条第一 第五 同法 同法 分に 第 九 五.

第七 項、 並びに附則第十三条第二項 七百三十三条の二十六第一 条の五十六、 五. 条の改正規定、 三条の十一第一項、 条第一項、  $\mathcal{O}$ 十八第一項、第七百一条の六第一項、 四十 条第一項、 第七百十一条、第七百十五条第一項、 第六百八十三条、第六百九十一条、 第七百条の五十八、第七百条の六十第一項、第七百条の六十一、第七百条の六十七、第七百条の六 百一条の三十六、 九の次に一条を加える改正 第七百三十三条の五第一項、 第七百 第六百七十五条第一 同法第六百条の次に一 第七百三十三条の十二、第七百三十三条の二十一、第七百三十三条 一条の六十六、 第七百一条の三十八第一項及び第七百一条の三十九 項  $\mathcal{O}$ 規定 の改 規定並 項、 正 規定 第七百 公布 第七百一条の七、 第六百九十六条、 条を加える改正規定、 第六百七十七条第一 第七百三十三条の七第一項、 第七百十六条、第七百二十四条、第七百二十九条、 びに同 0 並 びに同じ 日から起算して二月を経過した日 一条の六十七第一項、 法第七 法 附 三則第五句 百 第七百一条の十九、第七百一条の二十第一項、 第六百九十七条第一項、 条の 項、 条の 同法第六百四条、 五十三、 第六百七十八条、 四第十三項の改 第七百八条第一 第七百三十三条の八、 第七百 0 改正 第六百十四条、 規定、 項、 条の Ē 第七百条の五 第六百八十二条第一 規定、 五. 第七百十条第一項 十四、 の二十五及び第 同 第五 法第七百一条 第七百三十 第七百三十 条の 十七世 第七 第六百 規定 百 第 項 +

第一 条中 地方税法第三十七条の二、 第 四 十五条の二、 第三百十四条 の七 及び第三百十七条の二の 改 正

規定、 同 法第三百十七 条  $\mathcal{O}$ 兀 第一 項  $\widehat{\mathcal{O}}$ 改 正 規定 (「二十万円」 を 五十 万円」に改める部分を除

並 一びに同法第三百十七 条の五 の改正規定(「三万円」を「十万円」に改める部分を除く。)並 び しに同法

附則第五条の四第一項第三号及び第六項第三号、 第五条の四の二並びに第五条の五の改正規定、 同 条  $\mathcal{O}$ 

次に一 条を加える改正規定、 同法附則第六条第二項各号列記 以外の部分の改正規定 (「前 条第 項  $\mathcal{O}$ 規

定に カ か わらず」 を 「附則 第 五 条  $\mathcal{O}$ 五. 第一 項の 規定 に か か わ らず」に改 8 る部 分に限る。 同 項 第二

号の 改 正 一規定、 同 条 第五 項 各号列 記 以 外  $\mathcal{O}$ 部 分 0 改 Ē 規定 (「前条第二 項  $\mathcal{O}$ 規定 に カゝ カュ わ らず」 を 州

則 第 五. 条の 五. 第 項 0 規定 に かかわらず」 に改める 部分に 限る。) 並 び に 同 項 第 二号  $\mathcal{O}$ 改 正 規 定 第二

条中 地方税法等の一部を改正する法律附則第三条第八項及び第八条第六項の改 正 規定並 びに次条第一項

及び第三項、 附則第六条第一項及び第三項並びに附則第十一条の規定 平成二十四年一 月一 日

 $\equiv$ 第一 条中 地方税法第二十三条第一 項第八号及び第二百九十二条第一項第八号の改正規定 平成二十四

年四月一日

兀 第 条中 地 方税 法 附則第六条の 改正! 規定 (同条第二項各号列 記以外  $\bigcirc$ 部 分の 改正 規定 (「前条第 項

第二号  $\mathcal{O}$ 附 規定 則第五条の五第二  $\mathcal{O}$ に 改 カ Ē か 規定、 わらず」 同 を 項の規定にかかわらず」に改める部分に限る。) 条第 附 五. 則第 項各号列記以 五. 条の 五. 外 第  $\mathcal{O}$ 項 部 分 0  $\mathcal{O}$ 規定に 改正! 規定 カゝ カゝ わ (「前 らず」 条 及び同項第二 第 に 改 二項 めめ る部  $\mathcal{O}$ 規定に 分に限り 一号の改 かかわらず」 る。 Ē i規定. を除 同 を 項

五. 並 び 第一 に 条中 同 法 附 地方税法第七百三条の 則 第三十五 条 の六 から第三十八条の三までの 匹、 第七百三条 の 五 の二第一 改 正 規定 項及び第七 並 び に 附則第十条及び第 百六条 の二第一 項 十五 の改正規定 条  $\mathcal{O}$ 規

並びに次条第四項及び附則第六条第四項の規定

平成二十五年一月

日

定

平

成

二 十

五.

年四

月

H

六 + 第 (同 条中 条第一項、 地 方税法 第六項及び第七項を除く。)」 第二十三条第 項第四 号  $\mathcal{O}$ 改 正 規定 を加える部分に限る。 ( 「 第 四十二条  $\mathcal{O}$ 四 同 の 下 に 項第四号の三 第四  $\overline{\mathcal{O}}$ 十二条 改 正 規  $\mathcal{O}$ 

定 十八 税 条 別  $\mathcal{O}$ 措 (租税特別措置法第六十八条の九」 十 五 置 法第六十八 の <u>-</u> に 条の 改 8 九 る部 を 分 中 並  $\neg$ び 第六 に 租 の下に「及び第六十八条の十五」 十八 税特 条 別 措置 0 + 五. 法第六十八条 に 係 る 部 の九、 分 12 限 する。 を加える部分及び 第六十八 条 同 の十五 法 第二 百百 及び第六 「 及 び 九 租

条第

項

第四号の

改正

規定

「第四十二条の四」

の 下 に

\_

第四十二条の十一(同

条第

項、

第六項及

び第七項を除く。)」 を加える部分に限 る。 及び同 項第四号の三の改正 規定 (「(租税特 別措 置法 第

六十八条の 九」の下に 「及び第六十八条の十五」 を加える部分及び 「 及 び 租税: 特 別措置 法第六十八 条  $\mathcal{O}$ 

九 を「並びに租税特別措置法第六十八条の九、第六十八条の十五及び第六十八条の十五の二」に改め

る部分中 第六十八条の十五」に係る部分に限る。 総合特別区域法 (平成二十三年法律第八十一

号)の施行の日

七 附則第二十条  $\mathcal{O}$ 規定 郵政改革法及び 日本郵政株式会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法

律(平成二十三年法律第

号)の公布の日

八 第一 条中 地方税法附則第十五条第四十 匹 項の改正規定 (「平成二十三年六月三十日」を「平成二十五

年三月三十一日」に改める部分及び同項を同条第三十三項とする部分を除く。)及び附則第七条第二十

八項の規定 電気通信基盤充実臨時措置法の一部を改正する法律(平成二十三年法律第五十九号) の施

行の日

九 第 条中 地 方 税法 I附則第· 十一条第十一項の改正規定 (「平成二十三年六月三十日」 を 「平成二十五

三月三十一日」 に改める部分及び同項を同条第七項とする部分を除く。) 及び同法附則第十五条第三十

 $\mathcal{O}$ を同条第二十三項とする部分を除く。 規定 項の改正 都市再生特別措置法の一部を改正する法律(平成二十三年法律第二十四号)の施 規定 (「平成二十三年六月三十日」を「平成二十五年三月三十一日」 並びに附 則第四条第四 項、 第七条第二十三項及び第九条第 に改める部 行  $\mathcal{O}$ 分及び同 日 九項 項

+ 規定 附則第 年六月三十日」 第一 高 十一条の四に一 条中地方税法附則第十一条に三項を加える改正規定 齢 者  $\mathcal{O}$ 居 を「平成二十五年三月三十一日」 住 0 安定 項を加える改正規定及び同法附則第十五条の八第四 確 保に関する法律等の に改める部分を除く。 部を改正する法律 (同条第十六項に係る部分に限る。)、 (平成二十三年法律第三十二号) 並びに対 項の改正規定 附則第七条第三十項の (「平成二十三 同法

 $\mathcal{O}$ 

施

行

 $\mathcal{O}$ 

日

+ 則第一 障害者等 <u>'</u> 定 十六条第二項第四号の五及び第七百 障が 第一条中 条第三号に掲げる規定 等 Ò V) 地 者制度改革 域 地方税法第七十三条の四第一項第四号の四、 生 活を支援するた |推進本 の施行 部等における検討を踏まえて障害保健福 8 0  $\mathcal{O}$ 一条の三十四第三項第十号の四の改正規定並びに附則第十六条 関 H 係法律 の整 備に関する法律 第三百四十八条第二項第十号の四、 (平成二十二年法律第七十一号) 祉 施 策を見直す ァまでの に 間 第五 に おい 0 百

附

7

規

八

8 る部分、 第一条中 「平成二十三年六月三十日」を 地方税法 ;附則第十五条第三十五項の改正規定 「平成二十六年三月三十一日」に改め (「指定特定重要港湾」 る部分及び を 「指定港湾」 同 |項を| に改 同 条

第二十六項とする部分を除く。) 及び同条に二項を加える改正規定 (同条第三十七項に係る部分に限る。

並びに附則第七条第二十五項及び第九条第十項の規定 港湾法及び特定外貿埠頭の管理運営に関する

法律の一部を改正する法律 (平成二十三年法律第九号) 附則第一条第二号に掲げる規定 の施 行 0 日

(道府県民税に関する経過措置)

第二条 第 条  $\mathcal{O}$ 規定による改 正 後 0 地方税法 ( 以 下 「新法」という。)第三十七条の二第一項及び第二項

附則第 五. 条の 五第一 項 並びに附則第五条の六第一 項の規定 は、 道府県民税の所得 割  $\mathcal{O}$ 納 税義 務者が平成

二十三年一月一 日以後に支出する新法第三十七条の二第一項各号に掲げる寄附金について適用する。

2 新法第三十七条の二第三項の規定による申出をしようとする者は、平成二十四年一月一 日前 においても

、同項の例により、その申出をすることができる。

3 1 て適用し、 新 法 第 匹 十五 平成二十三年度分までの個 条 水の二第 項及び第 五. 一項の 人の道府県民税については、 規定は、 平成二十四年度以後 なお の年度分の 従前 の例 個 による。 人の道 府県民税に つ

新法 附 則 第六条第 項及び 第二項  $\mathcal{O}$ 規定 は、 平成二十五 年度以 後 の年度分の 個 人 の道 府県民 税 に つ いて

4

適 税対象 用 詞育牛 第一 -に係 条  $\mathcal{O}$ 規 る所得に係る平成二十四年度分までの 定に よる 改 正 前  $\mathcal{O}$ 地 方税: 法 ( 以 下 一旧 個 法 人の道府県民税に とい う。 附 について 則第. 六 は、 条 第 な お 項 従 に 前 規 定す  $\mathcal{O}$ 例 によ る 免

る。

5 别 段 の定め が あるも のを除き、 新法の規定中法人の道府県民税に関する部分は、 この 法律 0 施 行 の 日

事 以 業 下 年 施施 度 分 行  $\mathcal{O}$ 日 法 という。 人の 府 県民 以後 税 につ に 開 始 1 て適 でする事 業年度分 施 行  $\mathcal{O}$ 前 法 人  $\mathcal{O}$ 道 始 府 県 事 民 業 税 年 及 -度分 び施  $\mathcal{O}$ 行 法 日 以 人 後 12 開 府 県 始 民 する連 税 結 び

施 行 日 前 に 開 始 L た 連 結 事 業 年 度分 0 法 人  $\mathcal{O}$ 道 府県民 税に つ 7 て は、 な お 従 前  $\mathcal{O}$ 例 に ょ

道

用

Ļ

日

に

開

L

た

 $\mathcal{O}$ 道

及

6 新法第二十三条第一 項第四 号 **(**租 税 特 別 措 置法 (昭和三十二年法律第二十六号) 第四十二条の十二の規

定 に係る る部分に限 る。 及び第四号の三(租 .税特別措置法第六十八条の十五の二の規定に係る部 分に限 る

並び に新 法 附 則第 八 条第 五. 項 (新法第二十三条第 一項第一 兀 号 0 規定に係る部 分に限る。 及び 第 六項

新法第二十三条第 項第四 号 の 三  $\mathcal{O}$ 規 定 に 係 る部 分 E 限 る。  $\mathcal{O}$ 規 定 は、 平成二十三年四 月 \_\_ 日 以 後 に

開 始す る 事 業年 度 (施 行 日前 に 終了 L た事 業年度を除く。 分の 法 人の道 府 県民 税 及び 同 年 应 月 日 以 後

用 に 開 始する連 同 年 匝 結事 月 業年 日 前 度 12 開 (施 始 L 行 た事 日前 に終了 業 年 度 した連結 (同 日以 後 事業年度を除く。 に 開 始 Ļ 施 行 日 分の 前 に 法 終了 人の道府 し た事 県民 業 年 税に 度を含む。) · つ いて適

分  $\mathcal{O}$ 法 人の道 府県民税及び同年 应 月 日前 に開始 した連結事業年 ·度 (同 日 以後に開 始し、 施行 日 前に終了

L た 連 !結事業年度を含む。) 分の法人の道府県民税については、 なお従前 の例に 、よる。

7 施行 日 か 5 附則第一条第六号に定める日 0 前 日までの間における新法附 則第八条第三項 (新法第二十三

条 第

項第四

号の三の

規

沈定に係!

る部分に限

る。

第五

項

(新法第二十三条第一

項第四

号

 $\mathcal{O}$ 

規

定

12

係

る

部

分に限 る。 及び 第六 項 (新 法第二十三条第 項第四1 号の三  $\mathcal{O}$ 規定に係 る 部 分に限 る。  $\mathcal{O}$ 規 定  $\mathcal{O}$ 適 用 に

<u>つ</u> V 7 は、 新法 附 則 第 八 条第三項中 並 び に 租税特 別措置法第六十八条 Ö) 九、 とある Oは 並 び に 租 税

特 别 持置法第六十八条  $\mathcal{O}$ 九及び」と、 並 び こに租税が 特別措置法」」 とあるのは 「及び租税 特別 措 置 法」」

と 同条第五項中 第四十二条の十一(同条第一項、 第六項及び第七項を除く。 及び第四 十二条の十

とあ るのは 「及び第四 十二条の十二の規定」と、 「及び第四十二条の十一 (同 条第 項、 第六 項 及び

第七 項を除く。 とあるの は 並 とあ びに租税特別措置法第六 る  $\mathcal{O}$ は  $\overline{\mathcal{O}}$ 規定」 ٢, 十八条の九及び第六十八条の十五の二」 同 条第六項 单 第六 十八八 条  $\mathcal{O}$ 十 五 及び と、 第六 十八 「及び第 条  $\mathcal{O}$ 十 五 六 +

八条の十五」 とあ る 0 は 「 及 び 租税特別措 置法第六十八条 0 九」とする。

8 新法 附 則第四 + 条 第 匹 項  $\mathcal{O}$ 規定 同 項に 規定する移行 般社 団法 人等に 関する部分に限る。) は、 施

行 日以後 に同 項 の登記をする同 項に 規定する移行一般社団法人等について適用する。

(事業税に関する経過措置)

第三条 別段の定めが あるもの を除き、 新法の規定中法人の事業税に関する部分は、 施行 日以後に開始する

事 業年度に係る法 人の 事 業税 12 つ *(* ) · て適! 用 Ļ 施行 日 前 に 開 始 Ĺ た事業年度に係る法 人の 事業税 に つい 7

は、なお従前の例による。

2 新法第七十二条の二十四 の 二 の 規定は、 施行 日 0 翌日 以後に開始する事 業年度に係る法人の事 業税 に つ

1 て適用し、 同 日 前 に 開 始 L た事業年度に係る法人の 事 業税 については、 なお従前  $\mathcal{O}$ 例に による。

3 新法第七十二条の二十六の規定は、 平成二十三年四 月一 日以後に開 始す る事業年 度に係る法人の事業税

に ついて適用し、 同 日 前 に開 始 した事 ,業年度に係る法 人の 事業税については、 なお 従前の例による。

(不動産取得税に関する経過措置)

第四 条 別 段 の定めがあるもの を除き、 新法 の規定中不動 産 取得税に関する部: 分は、 施行 日 の 翌 日 以後 の 不

動 産の取得に対して課すべき不動 産 取得税について適 用し、 同 日前の不動 産の 取得に対し て課する不動 産

取得税については、なお従前の例による。

2 旧 法第七十三条の十四第十一 項の 規定は、 同項に規定する貸付け(当該貸付けの申込みの受理が施行 日

前であるものに限る。) に係る不動産の取得が平成二十五年三月三十一日までに行われたときに限り、 当

該 不動 産 の取得に対して課すべき不動産取得税については、 なおその効力を有する。

3 旧 法 附 則第十一 条第 五 項の規定は、 同 項に規定する家屋  $\mathcal{O}$ 取 得 が 施 行 日 から平成二十五年三月三十一日

ま での 間 に行 わ れ たときに限 り、 当 **「該家!** 屋  $\mathcal{O}$ 取得に . 対 して課すべき不動 産 取 得税 に つ 7 7 は、 なお そ の 効

力を有する。この場合において、 同項中「平成二十三年六月三十日」とあるのは、 「平成二十五年三月三

十一日」とする。

4 附則第一条第九号に掲げる規定による改正後の地方税法附則第十一条第七項の規定は、 同号に掲げる規

定 の施 行  $\mathcal{O}$ 日 以後の不 動産の 取得に対して課すべ き不 動産 取得税について適用し、 同 .]日前 の不動 産  $\mathcal{O}$ 取 得

に 対 して課す ^る不動 産 取 得税 に つい ては、 な おお 従 前  $\mathcal{O}$ 例 に よる。

5 施 行 日 以前に旧 法附則第十 条の 四第五 項  $\widehat{\mathcal{O}}$ 表 の中間 欄に掲げる認定がされた同表の上欄に掲げる計 画に

従 いって事 <u>,</u> 業  $\mathcal{O}$ 譲 殿渡若し、 くは 資 産  $\mathcal{O}$ 譲渡を受けた同 表 の 下 . 欄 に掲 げ る者又は 当 該 計 画 同 表第二号の 上 欄 に

掲 げ Ź 計 画 を除 に 従 つて 同 表  $\mathcal{O}$ 下 欄 に 掲 げ る者 カン 5 事 業の 譲 渡若 < は **資** 産  $\mathcal{O}$ 譲 渡 を受け た者 が 同

項に規定する不 動産を施行日 の翌日以後に取得 した場合における当該 不動 産  $\overline{\mathcal{O}}$ 取 得に対して課すべき不 動

産取得税については、なお従前の例による。

(自動車取得税に関する経過措置)

第五 条 新 法 附 則第十二条の二の二第 項 の規定は、 施 行 日  $\mathcal{O}$ 翌 日 以後 の自 動 車 の 取得に 対対 して課すべき自

動 車 取 得 税 に つい · て適 用 Ļ 同 日 前  $\mathcal{O}$ 自 動 車  $\mathcal{O}$ 取得 に 対 して課す る自 動 車 取 得税 12 つ 1 7 は、 な お 従 前  $\mathcal{O}$ 

例による。

(市町村民税に関する経過措置)

第六条 新法第三百十四条の七第一項及び第二項、 附則第五条の五第二項並 びに附則第五条の六第二項 の規

定 は、 市 町 村 民 税  $\mathcal{O}$ 所 得 割  $\mathcal{O}$ 納 税 義 務者が平成二十三年一月一 日以後に支出する新法第三百 十四 「 条 の 七 第

一項各号に掲げる寄附金について適用する。

2 新法第三百十 匹 条の七 第三 項 0 規定による申出をしようとする者は、 平成二十四年一 月一 日前 にお 1 7

も、同項の例により、その申出をすることができる。

- 3 つい 新法第三 て適用し、 一百十 七 平成二十三年度分までの個 条 か 二 第一 項 及び 第 五. 項 人の市町村民税については、  $\mathcal{O}$ 規定 は、 平 成二十 匹 年 度 以 後 なお従前 0 年度 0 分 例に  $\mathcal{O}$ 個 . よる。 人の市 町 村 民 税 に
- 4 適 用し、 新法附 旧 則第六条第四項及び第五 法 附則第六条第四 項に規定する免税対象飼 項の規定は、 平成二十五年度以後の年度分の個 育牛に係る所得に係る平成二十四年度分までの 人の市 町村民税について 個 人
- $\mathcal{O}$ 市 町 村 民 税 に つい て は、 な お . 従 前  $\mathcal{O}$ 例 による。

5

- 事 用 業年 別 段 施 度  $\mathcal{O}$ 分の 行 定 日 8) 前 が 法 に開 人の あ るも 始 市 L 町  $\mathcal{O}$ た事 村民 を除 業年度分の法人の市町村民税及び施行日 税 き、 及び 新 施 法 行  $\mathcal{O}$ 日 規 定中 以 後 法 に開 人  $\mathcal{O}$ 始 「する」 市 町 村民 連 結事 7税に関う 業年 前 度分 す Ź に 開  $\mathcal{O}$ 部 始 法 分は、 L 人 た  $\mathcal{O}$ 市 連結事業年 施 行 町 村 日 民 以 後 税 -度分の に E 開 0 1 始 法 て する 人 適
- $\mathcal{O}$ 市 町 対民税については、 なお従前 の例による。
- 6 新法第二百 九十二条 第 項第 匹 号 **租** 税 特 別措置法第四十二条の十二の 規定に係 る部分に限 る。 及び

第四

号

の 三

租

税

特

別

措

置法

第

六十

·八 条

0

+

五.

の 二

 $\mathcal{O}$ 

規

定

に係

る部分に限

る。

並

び

に

新

法

附

則

第

八

条第

五. 項 (新法第二百 九十二条第 項第四号の 規定に係る部分に 限 る。 及び 第六項 (新法第二百九十二) 条第

施 行 日 前 に 終 了 L た 事 業 年度 を除く。 分  $\mathcal{O}$ 法 人  $\mathcal{O}$ 市 町 村 民 税 及び 同 年 兀 月 <del>\_\_</del> 日 以 後 に 開 始 す る 連 結 事 業

年 度 (施 行 日前に終了 L )た連: 結 事 業年度を除く。 分 7の法・ 人の 市 町 村 民 税について 適 用し、 同 年 兀 月 日

前 に開 始 した事業年 度 (同 日以後に開始 Ļ 施行日前に終了 した事 業年 度を含む。 分の 法人の 市 町 村 民

税 及び 同 年 应 月 日前 に 開始 L た連結事業年度 (同 日 以後に関 開 始し、 施行 日前に終了し た連結事 業年度を

含む。) 分の 法 人の 市 町 ·村 民 税 につ **,** \ 7 は、 な お 従 前 0 例 に 、よる。

7 施 行 日 か 5 附 則 第 条第六 号に定 8 る 日  $\mathcal{O}$ 前 日 ま で  $\mathcal{O}$ 間 に お け つる新法語 附 則 第八条第三 項 ( 新 法 第二 百 九

十二条第 項第四号の三  $\overline{\mathcal{O}}$ 規 定 に 係 る部分に限 る。)、 第 五. 項 (新法: 第二 百 九十二 一条第 項第 匹 号  $\mathcal{O}$ 規 定

に係る部分に限る。) 及び第六項 (新法第二百九十二条第 項第四 号の三の 規定に係る部分に限る。  $\mathcal{O}$ 

規定の適用については 新法附則第八条第三項中 並 びに租税特別措置法第六十八条の九、」 とあるのは

並 び に 租 税 特 別措置法 第六十 -八条の. 九及び」と、 並 び に 租 税 特別措置法」」 とあるのは 「 及 び 租 税 特

別 措 置 法 と 同 条 第 五. 項 中 第四 十二条の十 (同 条 第 項、 第六 項 及び 第 £ 項 な除 及 び 第

兀 十二 条の十二」 とあ る  $\overline{\mathcal{O}}$ は 「及び 第四十二条の十二の規定」 ۲, 「及び! 第四十二条の + (同条第 項

第六項及び第七項を除く。)」 とあるのは 「の規定」と、 同条第六項中 第六十八条の十五 及び第六

十八条の十五の二」 とあるのは 「並びに租税特別措置法第六十八 条の九及び 第六十八条の十五の二」

及び第六十八条の十五」とあるのは 「及び租税特別措置法第六十八条の九」とする。

(固定資産税に関する経過措置)

第七条 別段の定めがあるものを除き、 新法の規定中固定資産税に関する部分は、 平成二十三年度以後の年

度分の 固定資産税に ついて適用し、 平成二十二年度分までの固定資産税については、 なお従前  $\mathcal{O}$ 例 による。

2 施行 日 以 前に取得され た旧法第三百四十九条の三第十八項に規定する家屋及び償 却 資産 に対し て課い する

固定資産税については、なお従前の例による。

3 施行 日以前に取得された旧法第三百四十九条の三第二十三項に規定する家屋及び償却資産に対して課す

る固定資産税については、なお従前の例による。

4 旧 法第三百四十九条の三第二十七項に規定する土地に対して課する平成二十三年度分までの固定資産税

については、なお従前の例による。

5 施行 日 以前に取得された旧法第三百四十九条の三第三十項に規定する償却資産に対して課する固定資産

- 6 施行 日 以 前 に 取 得され た に 旧 法 第三百 兀 十九条の三第三十一 項に規定する事 務所及び倉庫 に対して 課 する
- 固定資産税については、なお従前の例による。
- 7 旧 法第三百 四十九条の三第三十二項に規定する固定資産のうち土地に対して課する平成二十三年度分ま
- で 0 固定資産税並びに同 項に規定す る固定資産のうち施行 日以前に取得された家屋及び償却資産に対して
- 課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 8 旧 法 第三百 匹 十 九 条 の三第三十三項に規定する固 定 資 産 のうち 土地 に対し て課する平成二十三年 ・度分ま
- で  $\mathcal{O}$ 固定 資 産 一税 並 びに 同 項に 規定す うる固定を 資 産のうち施行 百以 前 に取得された家屋 及び 償 却資 産 に 対対 して
- 課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 9 平成二十一年四 月一 日 から施る 行日 までの間に新設され、 又は増設された旧法附 則第十五条第 項に規定
- す ^る特定^ 倉 庫、 附 属 機 械 設備 及び 特定上屋 定対 して課する固定資 産税 に つい ては、 なお 従 前  $\mathcal{O}$ 例 による。
- 10 旧 法 附 則 第 + 五. 条第 五. 項に 規 定す る路 外 駐 車 場  $\mathcal{O}$ 用 に 供 する家屋で平 成 +九 年 匹 月一 日 カン 5 施 行日、 ま で
- $\mathcal{O}$ 間 に 設 置されたも のに 対して 課する固定資産 税 に つ ١ ر ては、 なお 従前 0) 例 による。

- 11
- 平 成 十七 年 匝 月一 日 か 5 施 行 日 ま で  $\mathcal{O}$ 間 に 新 設され、 た旧 法附 則 (第十五) 条第六項に規定する特定緑 化 施 設
- に 対 L 7 課 す る 固 定 資 産 税 に つ ( \ 7 は、 な お 従 前  $\mathcal{O}$ 例 に よ る。
- 12 平 ·成十八年四 月一 か 5 施 行 日まで  $\mathcal{O}$ 間 に 取得され れ た旧 法附 則第十五条第七項に規定する償却資産に対
- L て課する固 定資産税 につい て は、 なお 従 前  $\mathcal{O}$ 例に 、よる。

日

- す る固定資 産 税 12 つい 7 は、 な お 従 前  $\mathcal{O}$ 例 12 による。

13

平

成二

年一月二日

か

5

施行

日

まで

0)

間

に

取

い得され、

た

旧

法

附

則第十五条第八項に規定する家屋に対

って 課

に

対

- 14 平 -成二十 年 应 月 日 か 5 施 行 日 まで  $\mathcal{O}$ 間 に · 新 設 され た旧法 1附則第-十五 条第十四項 に規定す る施 設
- て 課す る固 定資 産 税 に つい て は、 な お 従 前  $\mathcal{O}$ 例 に ょ る。
- 15 平 ·成二十二年四月一 日 カン 5 施 行 日 まで 0 間 に · 新 設された旧法 附則第十五条第十五項に規定する設備 に対
- て課する固定資産 税 に つい て は、 なお 従 前  $\mathcal{O}$ 例 に 、よる。
- 16 平成二十二年 应 月一 日 か 5 施 行 日 「まで  $\mathcal{O}$ 間 に 新 設 された旧法 附 ]則第: 十五条第十六項に規定す うる設備 に対
- L て課する固 定 資 産 税 12 0 V 7 は、 な お 従 前  $\mathcal{O}$ 例 に ょ る。
- 17 旧 法 附 則 第十一 五. 条第 + 八項各号に掲げ る家屋 及び 償 却 資産 に 対 i て課する固 回定資産 一税 に っい ては、 なお

- 18 平 成 + 五. 年 兀 月 日 か 5 施 行 日 ま で 0 間 に · 新 たに取り 得された 旧 法 附 則 第十五条第十 九 項に規定する設 備
- に 対 して課する固 定 資 産 一税に 0 ( ) て は、 な お 従前  $\mathcal{O}$ 例 による。
- 19 平 成二十一 年四 月一 日 から 施 行 日  $\mathcal{O}$ 前 日 までの 間 に 取 、得され、 た旧法附則第十五条第二十四項に規定する
- 償 却資産に対して課する固定資 産税につい ては、 な お従 前 0 例による。

20

高

齢

者

障害者等

 $\mathcal{O}$ 

移

動

等

 $\mathcal{O}$ 

円

滑

化

 $\mathcal{O}$ 

促

進

に

関する法

律

(平成十八年法律第九十

- 一号)

の施

行

の 日

カン

5

- 施 行 日 ま で  $\mathcal{O}$ 間 に 取 得 さ れ た 旧 法 附 則第 + 五. 条第二十六項 に規 定す る停 車 場 建 物 等 に 対対 L て 課 す る固 定 資
- 産税については、なお従前の例による。
- 21 平成十二年四 月一 日 カゝ 5 施 行 日 までの間に取得された旧法附則第十五条第二十七項に規定する車両 に

対

- して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 22 平成十七 年 匹 月一 日 か 5 施 行 日 まで  $\mathcal{O}$ 間 に · 新 たに 製造された旧 [法附] 則第十五条第二十 九項に規定する車
- 両 に 対 L 7 課 す る固 定 資 産 一税 に 0 **,** \ 7 は な お 従 前  $\mathcal{O}$ 例 に ょ る。
- 平 成 + 五. 年 匹 月一 日 か ら附 則 第 条 第. 九号に定  $\emptyset$ る 日  $\mathcal{O}$ 前 日 までの 間 に新たに取得された同 号に掲げる

23

産 税に つ ر ا را て は、 な お 従 前  $\mathcal{O}$ 例 によ る。

24 平成二十一年四月一 日 いから 施 行日までの間に設置された旧法附則第十五条第三十二項に規定する設備に

対 して課する固定資産税については、 なお従前 の例による。

25

港湾 の活性 化のため 0) 港湾法等の一 部を改 正する法律 平 -成十七年法律第四十五号) の施 行 0 日から附

則 第 条第十二号に定 8 る日  $\mathcal{O}$ 前 日 まで  $\mathcal{O}$ 間 に 取得され た 同 号に 掲げる規定による改正 前  $\mathcal{O}$ 地 方 税法 附 則

第十五 条第三十五 一項に規定する家屋 及び償 却 資産 に 対 L て課する 固 定資 産 税 につい ては、 な お 従 段前  $\mathcal{O}$ 例 に

ょ る。

26 平成二十二年四月一日から施行日までの間に新設された旧法附則第十五条第三十七項に規定する設備 に

対 して課する固 [定資産税については、 なお 従前 の例による。

27 平成十-九 年 应 月一 日 か ら施 行 日 ゙゙まで 0) 間 に 新 たに 取得された旧法附則第十五条第三十 九項に規定する設

備 に 対 L 7 課す る固 定 資 産 一税 に つ **,** \ 7 は、 な お 従 前  $\mathcal{O}$ 例 に ょ る。

28 平 成二十一 年 四 月 一 日 か 7ら附 ]則第 条第八号に定め る日  $\mathcal{O}$ 前 日 までの間 に新たに取得された同号に掲げ

- ては、なお従前の例による。
- 29 平成十 · 年 四 月 一 日 :から施? 行日までの間に新築された旧法附則第十五条の八第三項に規定する家屋に対
- して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 30 高 齢 者 の居 住 の安定 確保に関する法律 (平成十三年 法律第二十六号) の施行の日 から附則第一 条第.

十号

- に 定め る 日  $\mathcal{O}$ 前 日ま で  $\mathcal{O}$ 間 に 新築された同 号に 掲 げ Ś 規 定による改 正 前  $\mathcal{O}$ 地 方税 法 附 三則第-十五 条  $\mathcal{O}$ 八 第 匝
- 項 に規定する高 齢 者 向 け 優良賃貸住宅である貸家住 宅に対 して課する固 定 資 産税 12 つ 7 て は、 な お 従 前  $\mathcal{O}$
- 例による。
- 31 平 ·成十六年十月二十三日から施行日までの間に取得され、 又は改築された旧法附則第十六条の二第三項
- に 規定する家屋に対して課する固定資産 税については、 なお従前  $\mathcal{O}$ 例による る。
- 32 平成十· 九年三月二十五 日か 5 施行 日まで  $\mathcal{O}$ 間 に取り 得され、 又は改築された旧法附 則第十六条の二 一第四項
- に 規 定する家屋に 対 L 7 課す Ź 固 定 資 産 税 に つい 7 は、 な お 従 前  $\mathcal{O}$ 例 に ょ る。
- 33 平 成十九年三月二十五日か 5 施 行 日 まで  $\mathcal{O}$ 間 に取得され、 又は改良された旧 法附則第十六条の二 一第 五. 項

に 規定する償 却 資産 定対 して課する固定資 産税については、 なお 従前 の例による。

34 平 -成十: 九年 七 月十六 日 か 5 施 行日までの 間 に取得され、 又 は 改 以良され、 た 旧 法附 則 第十六条の二第七項に

規定する償却資産に対して課する固定資産税については、 なお従前の例による。

(事業所税に関する経過措置)

第八条 旧法第七百一条の 四十一 第二項に規定する事業に対して課する事業所税については、 なお従前 の例

による。

2 旧 法 附 則第三十三条第五 項に規定する事 業 (同 1項に規定する計 画  $\mathcal{O}$ 公表  $\mathcal{O}$ 日 か 5 施 行 日 ま で 0 間 に新 設

され た 同 項に規定する事 業所等において行うものに限る。)に対して課する事業所税につい て は、 なお従

前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

第九条 別段の定めが あ るものを除き、 新法 の規定中 都市計画税に関する部分は、 平成二十三年度以後 の年

度 分 0 都 市 計 画 税 に つ V) て適用 Ĺ 平成二十二年度分までの 都 市 計 画 税については、 な お 従 前  $\mathcal{O}$ 例 12 よる。

2 施 行 日 以 前に取得された旧法第三百四十九条の三第二十三項に規定する家屋に対して課する 都 市 計 画 税

については、なお従前の例による。

- 3 旧 法第三百 匹 一十九条 の三第二十七 項に規定する土地に対して課する平成二十三年度分までの都市計 画税
- については、なお従前の例による。
- 4 施行日以前に取得された旧法第三百四十九条の三第三十一項に規定する事務所及び倉庫に対して課する

都市計画税については、なお従前の例による。

- 5 旧 法第三百四十九条の三第三十二項に規定する固定資産のうち土地に対して課する平成二十三年度分ま
- で 0 都 市 計 画 税及び同 項に規定する固 『定資· 産 のうち施行日以前 に取得された家屋に対して課する都市 計 画

税については、なお従前の例による。

- 6 旧 法第三百四十九条の三第三十三項に規定する固定資産のうち土地に対して課する平成二十三年度分ま
- での都市計画税及び同項に規定する固定資産のうち施行日以前に取得された家屋に対して課する都市計 画

税については、なお従前の例による。

7 平 成二十一年四 月一 日 か 5 施 行日 までの間 に新設され、 又は 増設された旧法附 則第十五条第一 項に規定

す る特定倉庫及び特定上屋に対して課する都市計画税については、 なお従前の例による。

高 者、 障害者等 0 移 動 等 の円滑 化 の促 進に 関 する法 律  $\mathcal{O}$ 施 行  $\mathcal{O}$ 日 か 5 施 行 日 ま での 間 に 取 得され た旧

法 附 ]則第: + 五. 条第二十 六 項に規定す ´る停· 車 場 建 物等 にこ 対 して課す る都 市 計 画 税に 0 7 7 は、 な お 従 前  $\mathcal{O}$ 例

による。

9 平 成十五年四月一日 から附則第一条第九号に定める日の前日までの間に新たに取得された同号に掲げる

規定による改 É 前 0 地方税法附 則第十五条第三十一項に規定する家屋に対して課する都市計 画 税 に つい て

は、なお従前の例による。

10 港湾  $\mathcal{O}$ 活 性 化  $\mathcal{O}$ た 8)  $\mathcal{O}$ 港 湾 . 法 等 の 一 部 を改 正する法 律  $\mathcal{O}$ 施 行  $\mathcal{O}$ 日 カゝ ら附 則 第一 条第十二号に定 め る 日  $\mathcal{O}$ 

前 日 ま で  $\mathcal{O}$ 間 に 取 得され た同号に掲げ る規定による改 正 前  $\mathcal{O}$ 地 方税 法 附 則 第 十五条第三十 五項に規定 する

家 屋に対して課する都 市 計 画 税 については、 なお従前  $\mathcal{O}$ 例に ょ る。

11 平成十六年十月二十三日から施行日までの間に取得され、 又は改築された旧法附則第十六条の二第三項

に 規定する家屋に対して 課する都市 計 画 税 ĨZ ついては、 なお 従前  $\mathcal{O}$ 例 によ る。

12 平 成十. 九 年三月二十五 日 か 5 施 行 日 ま で  $\mathcal{O}$ 間 に 取 得され、 又は 改築され た 旧 法 附則第十六条の二 一第四日

項

に 規定する る家屋に対して 課す Ź 都市 計 画 税 ĨZ 0 いては、 なお 従 前  $\mathcal{O}$ 例 によ る。

## (国民健康保険税に関する経過措置)

第十 条 新 法 .. (T) 規定中 国 民 健 康 保 険 税 に . 関 する部分は、 平成二十 五年 -度以後 0) 年度 分  $\mathcal{O}$ |国民: 健 康保険税 に つ

1 て適用し、 平成二十四年度分までの 国 民 健康保険税については、 なお従前の 例に による。

(地方税法等の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置)

第十一条 第二条  $\mathcal{O}$ 規定による改正 後  $\mathcal{O}$ 地 方税法等 <u>の</u> 一 部を改正する法律附則第三条第八項 の規定は、

平 成

二十四年度以 後 0 年度分  $\mathcal{O}$ 個 人の道 府県民 税に つい て適用 し、 平成二十三年度分までの 個 人の 道 府 県民税

については、なお従前の例による。

2 第二 条  $\mathcal{O}$ 規定による 改 正 後  $\mathcal{O}$ 地 方 税法等  $\mathcal{O}$ 部を改正す っる法律 附則第八条第六項  $\widehat{\mathcal{O}}$ 規 定 は、 平成二十 几

年 度以後の年度分の個 人の市 町 村民税について適用し、 平成二十三年度分までの個 人の 市町村 民税につい

ては、なお従前の例による。

(航空機燃料譲与税法の一部改正に伴う経過措置)

第十二条 第四 条  $\mathcal{O}$ 規 定 に よる改 正 後  $\mathcal{O}$ 航 空 機 燃料 譲 与 税 法 附 則 第二 項 の規定により読 み替えて 適 用 され る

同法第三条第 項  $\hat{O}$ 規定 の適 用につい 、ては、 平成二十三年度分の 航空機 燃料讓与税 に限り、 同 項  $\mathcal{O}$ 表 九月

の項中 三月 か ら八月までの間 *の* とあるのは 「三月の収納に係る航空機燃料税 の収入額の十三分の二に

相 当す る額と同 年の四日 月から八月までの間における」と、 「相当する額」とあるのは 「相当する額との合

算額」とする。

2 平成二十三年度及び平成二十四年度における特別会計に関する法律 (平成十九年法律第二十三号) 附則

第五十三条第一 項の規定の適用については、 同項第一 号 中 「当該年度の航空機燃料税の 収 入額 の予算質 額

とあるのは、 「当該年 度 の航空機燃料税の 収 入見込額  $\widehat{\mathcal{O}}$ 九分の 七に相当する額として同年度の 般会計 (T)

歳入予算額に計上された金額」とする。

3 平成二十五年度における特別会計に関する法律附則第五十三条第一項の規定の適用については、 同項中

「十三分の十一」とあるのは、「九分の七」とする。

(罰則に関する経過措置)

第十三条 この 法律 **附** 則第一条各号に掲げる規定にあっては、 当該規定。 以下この項において同じ。) (T)

施 行前 に した行為並びにこの 附 則  $\mathcal{O}$ 規定によりなお 従 前  $\mathcal{O}$ 例によることとされる地 方税及びこ  $\mathcal{O}$ 附 則 0 規

定によりなお効力を有することとされる旧法の規定に係る地方税に係るこの法律の施行後にした行為 に対

する罰則の適用については、なお従前の例による。

2 十一条第二項及び第三百二十四条第五項の規定の適用については、 条の二第一項から第五項まで」とあるのは 附則第一条第一 号に掲げる規定の 施行の 日から平成二十三年十二月三十一 「第三百十七条の二第一項から第四項まで」と、 新法第四十一条第二項中 日までの間に おけ 新法第三百二 「第三百十七 る新法第四

(政令への委任)

十四条第五項中

同

条第七項若しくは第八項」

とあるのは

「同条第六項若しくは第七項」とする。

第十 匹 条 附 則 第二 一条から前条までに定めるもののほか、 この法律の施行に関し必要な経過措置 は、 政令で

定める。

租税条約等の実施に伴う所得税法、 法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の一部改正)

第十五条 租税条約等の実施に伴う所得税法、 法人税法及び地方税法の特例等に関する法律 ( 昭 和 四十四年

法律第四十六号)の一部を次のように改正する。

第三条の二の三中 「第七百三条の 四第六項 いから第二 八項まで」を 「第七百三条の 四 に改め、 同 条第

八項」 及び 同法第七百三条の四第八項中 「同項各号」とあるのは 「第三百十四条の二第一項各号」と

」を削る。

(地方税法等の一部を改正する法律の一部改正)

第十六条 地方税法等の一 部を改正する法律(平成十八年法律第七号)の一部を次のように改正する。

附則第八条第二項、 第十三条第五項及び第十九条第二項中「第五条第十二項」を 「第五条第十三項」に

「新法」を「地方税法」に改める。

(放送法等の一部を改正する法律の一部改正)

第十七条 放送法等 <u>う</u> 部を改正する法律 (平成二十二年法律第六十五号) の一部を次のように改正する。

附則第十九条のうち地方税法第三百四十九条の三第九項の改正規定中「第三百四十九条の三第九項」を

第三百四十九条の三第十項」に改める。

附則第十九条中地方税法附則第十一条第十四項の改正規定を削る。

附則第十九条中地方税法附 則第十五条の改正規定を次のように改める。

附 則第十五条第十 項中 「第二条第三号の三」 を 「第二条第二十三号」に、 般放送事業者」を

基幹放送事業者 (日本放送協会及び放送大学学園 (放送大学学園法 (平成十四年法律第百五十六号) 第

三条に規定する放送大学学園をいう。) を除く。)又は放送法第二条第二十四号に規定する基幹放送局

提供事業者」 に、 「第二条第二号の五」を「第二条第十八号」に改める。

国民生活等の 混乱を回避するための地方税法の一部を改正する法律の一部改正)

第十八条 国民生活等の混乱を回避するための地方税法の一部を改正する法律 (平成二十三年法律第十三号

)の一部を次のように改正する。

附則第二条中地方税法等の 部を改正する法律第一条の改正規定及び同法附則第一条の改正 規定を削る。

(民間: 資 金等 Ò 活 用による公共 (施設等) の整 備等の の促進に関す 、る法律の (T) 部を改正する法 律 の 一 部 改 正

第十 九条 民間資 金等 0 活用による公共施設等の 整備等の 促進に関する法律の一部を改正する法律 (平成二

十三年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

附則第三条の二第二項中 「地方税法等の一部を改正する法律(平成二十三年法律第 号)」を 「 現

下の厳 しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制 の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律

平成二十三年法律第八十三号)」に改める。

(郵政改革法及び日本郵政株式会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一 部改正)

第二十条 郵政改革法及び日本郵政株式会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部を次のよ

うに改正する。

第九条のうち地方税法附則第十五条第四十項の改正規定及び第十条のうち同法附則第十五条第四十項の

改正規定中「附則第十五条第四十項」を「附則第十五条第二十九項」に改める。